

報告第 1 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により，議会において指定されている事項について，別紙のとおり専決処分をしたので，同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

東海村長 山 田



専決処分第 9 号

専 決 処 分 書

下記のとおり損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 8 年 7 月 10 日

東海村長 山 田 修

記

1 事故の相手方

2 事故の概要

令和 8 年 5 月 22 日午前 10 時 10 分頃、東海村役場敷地内において、職員が公用車両から降車する際、強風により運転席ドアがあおられ、右隣に駐車していた相手方車両の左側後部座席ドアを強打し、損傷させたものである。

3 和解及び損害賠償の額の条件

- (1) 村は、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として金 134,750 円を支払う。
- (2) 本件和解のほか、相手方と村の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

報告第 1 2 号

令和 7 年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 1 9 年法律第 9 4 号)
第 3 条第 1 項の規定により, 令和 7 年度の健全化判断比率について, 監
査委員の意見を付けて別紙のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

東海村長 山 田



健全化判断比率報告書

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.05)	— (18.05)	2.0 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 「—」の表示は、比率が算定されないことを示す。
- 2 括弧内は、早期健全化基準を示す。

報告第 13 号

令和 7 年度資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年度の資金不足比率について、監査委員の意見を付けて別紙のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

東海村長 山 田



資金不足比率報告書

(単位 %)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
東海村水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
東海村病院事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
東海村下水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
水戸・勝田都市計画事業 東海駅西土地 地区画整理事業特別会計	—	令第17条第4号の規定により事業の規模を算定
水戸・勝田都市計画事業 東海中央土 地区画整理事業特別会計	—	令第17条第4号の規定により事業の規模を算定

備考

「—」の表示は、比率が算定されないことを示す。

報告第14号

令和7年度公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団決算等の
報告について

公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団より令和7年度の決算等
の報告があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243
条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和8年9月1日 提出

東海村長 山 田



令和 7 年度

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 31 日

事業報告書

公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団

公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団 令和7年度事業報告書

当財団は、東海村における文化事業及びスポーツ事業に対する推進支援等を行うことにより、文化・スポーツの振興と発展並びに健康で心豊かなまちづくりとうるおいのある地域社会の創造に寄与するために、文化・スポーツ振興に資する各種事業を実施いたしました。

公益目的事業 1 東海文化センターにおける文化芸術振興事業

1. 施設の管理運営

東海村から指定管理を受ける東海文化センターの予約管理及び施設の維持・保守点検を行いました。施設の老朽化が課題となる中、継続的かつ計画的な修繕更新等に取り組むために、昨年度に引き続き、所管課と連携した修繕計画策定と情報共有を図りました。

また、東海村発足70周年記念事業に係る式典やアトラクション、公開収録等においても、施設の利用調整や舞台進行、来場者対応等について村と連携して円滑な運営を行いました。

(1) 利用実績

	令和7年度			前年度		
	利用日数(日)	利用者数(人)	利用率(%)	利用日数(日)	利用者数(人)	利用率(%)
ホール	252	28,983	83.4	248	28,046	82.4
大会議室	194	9,023	77.5	192	9,365	79.5
会議室 1	36	584		24	335	
会議室 2	4	68		13	228	
和室	91	1,068	30.1	92	504	31.9
使用料※	2,070,280 円			2,812,530 円		

※施設使用料は全額東海村へ納付

(2) 維持管理運営及び環境整備

昨年度から続く「文教地区駐車場再整備工事」により駐車可能台数が大幅に減少する中、周辺施設との情報共有により行事重複の回避を図るとともに、利用者への告知を徹底し、駐車場不足による混乱の予防に努めました。

また、以前より懸案事項となっている館内空調設備の冷暖房能力低下について、今年度は、記録的な猛暑により、利用状況や時間帯によっては十分な冷房効果が得られない事案が発生しました。利用者の安全確保及び快適性の観点から、今後の施設の貸出に制限または調整を検討せざるを得ない可能性があり、施設の長寿命化計画と合わせて村担当課と協議を進めてまいります。

2. 文化自主事業

(1) 鑑賞事業（4事業）

SNSで人気を誇るアーティストの招聘により若年層の来場促進を図った「まなまるスペシャルライブ」では、東海村少年少女合唱団との共演が実現し、団員の意欲向上や活動の活性化につなげることができました。その他にも、「お笑いライブ」や共催事業「げんでん ふれ

あい文化講演会『吉田沙保里トークショー』など、幅広い世代の方が気軽に文化事業に親しむ機会を提供しました。

(2) 文化活動の支援及び普及・育成事業（7事業）

東海村に所縁のある演奏家等を紹介する公演について、シリーズ名を「東の海からの贈り物」に変更し、村内に限らず県内の演奏家等を紹介する事業に位置付けました。また、継続開催している「ピアノマラソンコンサート」「バギーのままコンサート」等の事業のほか、東海村発足70周年事業として採択された劇団とみかるオリジナルミュージカル「海を呑んだ長治郎」の制作及び初演に際しては、物心両面での支援を行いました。

(3) 村内の文化団体との連携・協働

事務局を司る東海村文化協会では、芸術祭や夏休み子ども作品教室、会員研修など、全ての事業を予定どおり開催することができました。また、令和6年度に開始した中央公民館や小学校での会員作品展示を継続したほか、地域への指導者派遣や事業協力を通じて、活動の活性化を図りました。

東海村少年少女合唱団では、東海村発足70周年記念式典のアトラクションとして組曲「ふるさと東海村」を演奏したほか、定期演奏会では初のオリジナル合唱ミュージカルを制作・披露しました。

<令和7年度文化自主事業一覧>

	事業名		公演日	会場	来場者
鑑賞事業	ワタナベお笑いライブ 2025in 東海村		11/24(月祝)	東海文化センター	502 名
	まなまるスペシャルライブ		2/28(土)	東海文化センター	331 名
	げんでん ふれあい文化講演会 「吉田沙保里トークショー」		3/18(水)	東海文化センター	798 名
	東海 ワンコイン	「映画 ドラえもん」	9/13(土)	東海文化センター	512 名
		「劇場版 忍たま乱太郎」			115 名
	劇場	「九十歳。何がめでたい」	9/14(日)	東海文化センター	493 名
		「35年目のラブレター」			169 名
普及・育成事業	バギーのままコンサート Vol.14 うたとピアノと鍵盤ハーモニカのアンサンブル		9/6(土)	総合福祉センター	170 名
	第 9 回東海村ピアノマラソンコンサート		10/5(日)	東海文化センター	出演 63 組 来場 469 名
	東の海からの贈り物 東海村のアーティストを紹介するコンサート Vol.11 杉山なつみ ホルン・オーボエ・ピアノによるトリオコンサート		3/15(日)	東海文化センター	208 名
	バギーのままエンターテイメントショー in iVil キャラメルマシンのサイエンスマジックショー		8/31(日)	産業・情報プラザ	151 名
	グランドピアノ開放		通年 (全 35 日間)	東海文化センター	延 399 名
	お楽しみ体験授業		9/30(火)	村松小学校	41 名
			10/7(火)	中丸小学校	107 名
			11/5(水)	照沼小学校	22 名
			11/18(火)	石神小学校	26 名
			11/28(金)	白方小学校	78 名
			1/27(火)	舟石川小学校	76 名
東海村発足 70 周年記念事業 東海村オリジナルミュージカル「海を呑んだ長治郎」		12/20(土) 12/21(日)	東海文化センター	702 名	

1. 施設の管理運営

東海村から指定管理を受ける東海駅コミュニティ施設の予約管理及び維持・保守点検を行いました。ギャラリーの貸出について、一般利用受付後に空いている会期を県内の学生へ無償で開放し、発表機会の提供と施設の利用促進を図りました。

開館から30年超となり施設の老朽化が進む中、継続的かつ計画的な修繕更新等に取り組むため、昨年度に引き続き、所管課と連携した修繕計画策定と情報共有を図った結果、利用者からの更新要望が多かったギャラリーA壁面クロスの張替えを実施することができました。

(1) 利用実績

	令和7年度			前年度		
	利用日数(日)	利用者数(人)	利用率(%)	利用日数(日)	利用者数(人)	利用率(%)
ギャラリーA	297	12,906	84.9	310	14,078	96.3
ギャラリーB	131	4,487	37.1	152	4,797	46.8
使用料※	686,000 円			1,021,000 円		

※施設使用料は全額東海村へ納付

(2) 維持管理運営及び環境整備

駅舎内外壁改修及び案内サイン改修工事の開始に伴い、東海村、JR及び関係各所と連携しながら、施設利用に支障のない工程について情報共有を図り、足場の設置や通行止めとなる通路について利用者への周知及び安全対策の徹底を図りました。

今後とも、東海駅に併設された施設特性を考慮し、ギャラリー及び駅利用者が快適に利用できる施設整備に努めて参ります。

2. ギャラリー自主事業

(1) 鑑賞事業(2事業)

開館以来継続してきた「芸大・茨大・筑波大卒業修了制作選抜展」出品者の中から、現在も活躍する根岸創さん(東京藝術大学大学院修了、立体造形作家)を取り上げ、その作品と活動を紹介しました。金属を素材にした洗練された立体造形の展示は注目を集め、目標を上回る来場者を得ることができました。また、東海村所蔵作品を紹介する「稲村退三の油彩画展」では関連企画として絵画保存修復家による実演を行い、修復保存の重要性を認識すると同時に、作品の状態確認及び保存修復へつなげる機会となりました。

(2) 芸術活動の支援及び普及・育成事業(9事業)

毎年継続開催している企画展のうち「東海村の作家展」では、茨城県芸術祭で特賞を受賞した油彩画を借用展示することができました。また、「ギャラリー開放事業」では、昨年度よりも多い4件(団体・個人)の利用がありました。夏休み企画「東海村アート」では、この3年間に製作した壁画作品と、村で所蔵する稲村退三作品(鳥獣戯画模写)を同時に展示し、比較鑑賞を楽しみました。

＜令和 7 年度ギャラリー自主事業一覧＞

	事業名	開催日	会場	来場者 (参加者)
鑑賞事業	東海村所蔵作品 稲村退三の油彩画展	6/15(日)～21(土)	ギャラリーA	180 名
	芸大・茨大・筑波大卒業修了制作選抜展 出品作家のその後 根岸創個展	10/5(日)～18(土)	ギャラリーAB	992 名
普及・育成事業	芸大・茨大・筑波大卒業修了制作 選抜展 2025	4/20(日)～5/3(土祝)	ギャラリーA	478 名
	とうかいきつずミュージアム 2025	8/3(日)～23(土)	ギャラリーAB	4,063 名
	東海村の作家展 2026	1/8(木)～17(土)	ギャラリーA	583 名
	ワークショップ「東海村アート 2025」	制作 7/12(土) 公開 7/13(日)・ 18(金)・19(土)	ギャラリーB	92 名 (参加 28 名)
	金属ワークショップ 2025 ①真鍮 de スプーン ②ワイヤーワーク ③銅板 de お皿	①7/6(日) ②③7/21(月祝)	ギャラリーB	① 4 組 ② 4 組 ③ 7 組
	黒板ジャック 2026	①2/15(日)・16(月) ②3/1(日)・2(月)	①東海中学校 ②東海南中学校	-
	芸大・茨大・筑波大卒業修了制作 選抜展 2026 作品選定	1～3 月	—	-
	ギャラリー開放事業 ①茨城大学教育学部美術科有志 ②茨城大学教育学部・筑波大学院生 (3 人展) ③水戸一高美術部 ④武蔵野美術大学生(個展)	①12/14(日)～20(土) ②1/18(日)～24(土) ③1/25(日)～31(土) ④2/1(日)～7(土)	ギャラリーA	-
	野外彫刻維持管理事業	通年	村内各地	-

公益目的事業 3 スポーツ施設におけるスポーツ振興事業

1. 施設の管理運営

東海村から指定管理を受けるスポーツ施設（総合体育館、テニスコート、久慈川河川敷運動場、東海南中夜間照明グラウンド、スイミングプラザ）の予約管理及び施設の維持・保守点検を行いました。継続的かつ計画的な修繕更新等に取り組むため、昨年度に引き続き、所管課と連携した修繕計画策定と情報共有を図りました。

また、5 回目の開催となる「スポーツフェスタ T O K A I」や村内小中学校授業によるスイミングプラザの利用等においても、施設の利用調整や安全対策について村と連携して円滑な運営を行いました。

(1) 利用実績

総合体育館

	令和 7 年度			前年度		
	利用日数(日)	利用者数(人)	利用率(%)	利用日数(日)	利用者数(人)	利用率(%)
メインコート	307	33,385	100	297	33,070	100
サブコート	307	11,928	100	296	13,057	100
柔剣道場	306	11,686	100	297	13,058	100
弓道場	307	7,055	100	297	7,415	100
トレーニング室	300	9,797	98	280	9,341	94
使用料※	3,534,470 円			3,624,190 円		

※施設使用料は全額東海村へ納付

その他スポーツ施設

	令和 7 年度			前年度		
	利用日数(日)	利用者数(人)	利用率(%)	利用日数(日)	利用者数(人)	利用率(%)
外宿グラウンド	79	7,327	26	84	6,161	27
内宿グラウンド*	138	65,365	45	123	34,978	40
多目的グラウンド*	0	0	0	0	0	0
テニスコート	303	86,485	99	302	90,491	99
スイミングプラザ	74	42,659	100	75	42,784	99
東海南中グラウンド	102	4,432	42	103	4,708	34
使用料※	8,539,500 円			8,553,100 円		

※施設使用料は全額東海村へ納付

※内宿グラウンドの利用者数増は村発足 70 周年記念事業（花火大会）開催による

(2) 維持管理運営及び環境整備

年齢や体力に関わらず誰もがスポーツを楽しむ環境の整備を目的に、貸出用ニュースポーツ用具の拡充を図りました。今後は貸出の周知や備品を活用した事業展開を通して、地域住民へ新たなスポーツ競技に触れる場の提供を図ります。

また、次年度に計画している総合体育館空調・換気設備設置工事にむけて、東海村及び関係各所との打ち合わせを進めました。

2. スポーツ自主事業

(1) 各種スポーツ教室（5 事業）

生涯スポーツの普及やきっかけづくりを目的に、スポーツ協会加盟連盟やスポーツ少年団との連携により開催する『チャレンジスクール』は、事業の在り方や実施形態の見直しを行い、種目別に隔年開催する等により企画運営に伴う負担の軽減と種目普及の両立を図りました。また、トレーニングルームの利用率が高い特性を活かした『トレーニング基礎講座』を隔月で開催し、正しく効果的な機器使用の知識習得を図りました。

(2) スポーツ活動の支援及び育成事業（4 事業）

東海村発足 70 周年事業として採択された「ホッケーフェスティバル 2026 in 東海村」では、(公社)日本ホッケー協会公式アンバサダー中岡創一さんの招聘によるトークショーや公式ホッケータウン認定証交付式、トップリーグ選手によるエキシビジョンマッチ、体験

会等を開催し、降雪の中でも賑わいを創出することができました。また、東海村スポーツ推進委員協議会の協力により実施する新規事業『まるごとウォークラリー』は、11月に笠松運動公園内にて初めてのイベントを実施できた一方、2月に計画した村内でのロゲイニングは感染症拡大予防のため中止となったことから、次年度に再度の実施を計画してまいります。

(3) 村内のスポーツ団体との連携・協働

村スポーツ協会およびスポーツ少年団、東海村マラソン大会実行委員会の事務局として、年間を通して各活動の中核的な役割を果たしました。『東海村スマイルマラソン』は、笠松運動公園改修工事のため、東海村総合福祉センター「絆」周辺を会場として開催しました。また、NPO 法人総合型地域スポーツクラブ スマイル東海に対しては、運営の安定化に向けて事務運営面での支援を行いました。

<令和7年度スポーツ事業一覧>

事業名		開催日	会場	参加者
チャレンジスクール	弓道の部	5/17(土)～6/22(日) 全10回	総合体育館	28名
	ソフトボールの部	8/16(土)～9/6(土) 全4回	東海南中グラウンド	11名
	スポーツウエルネス 吹矢の部	9/7(土)～10/12(土) 全5回	総合体育館	17名
	合気道の部	9/13(土)～10/25(土) 全6回	総合体育館	16名
	ジュニアホッケーの部	1/18(日)～2/8(日) 全4回	東海高校	17名
ホッケーフェスティバル		2/8(日)	東海高校	400名
とうかいまるごとウォークラリー ①イモゾーウォークラリー ②TOKAI まるごとロゲイニング		①11/15(土) ②中止	①笠松運動公園	①19組 56名
トレーニング基礎講座		通年(隔月実施) 全6回	総合体育館	延53名
ニュースポーツ普及事業		通年(全14回)	総合体育館	延971名
共催	スポーツフェスタ TOKAI	9/28(日)	総合体育館 ほか	1,204名
	げんでん ふれあい バスケットボールクリニック	①12/21(日) ②2/14(土)	総合体育館	①60名 ②62名

収益事業 1 公益目的外の事業

(1) 文化芸術振興事業以外の施設の貸与

企業の社内会議・研修や文化芸術振興を目的としないホール催事(「はたちの集い」「出初式」等)に対する施設の貸し出しを行いました。

(2) 駐輪場防犯対策事業

東海駅東西駐輪場について、近年に引き続き東海駅コミュニティ施設管理室を拠点とする防犯カメラの映像監視・録画を行い、犯罪の抑止を図りました。

法人運営

公益法人としての運営

東海村から指定管理を受けた施設の運営にあたり、東海村及び関係機関と連携を図り、組織体制の整備及び業務の円滑な進行に努めました。

1. 役員会の開催

項目	開催期日	議案
決算監査	4月17日	令和6年度事業報告及び収支決算報告等
第1回理事会	4月24日	第1号議案 令和6年度事業報告、収支決算報告について 第2号議案 令和7年度定時評議員会の開催について
定時評議員会	5月9日	第1号議案 令和6年度事業報告、収支決算報告について 第2号議案 理事の選任について
第2回理事会	5月10日	第3号議案 副理事長の選任について
中間監査	11月12日	令和7年度事業・収支の中間報告等
第3回理事会	2月12日	第4号議案 令和8年度事業計画(案)、収支予算(案)について 第5号議案 令和8年度指定管理者年度協定書締結のための各指定管理施設の事業計画書(案)及び補助金申請並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(認定法)第21条第1項に基づく事業計画書(案)及び収支予算(案)の提出について 第6号議案 令和8年度予算の債務負担行為の設定について 第7号議案 規程の新設及び一部改正について 第8号議案 令和7年度臨時評議員会の開催について
臨時評議員会	3月3日	第3号議案 役員の承認について

2. 職員数

令和8年3月31日現在

所属	正規	専門員	嘱託・臨時	施設	備考
事務局長	1	-	-	文化センター	
次長	2	-	-		
総務係	2	-	-		
文化振興係	3	1	2		
芸術振興係	1	-	15	駅コミュニティ施設	
スポーツ振興係	3	1	9	総合体育館	
	-	-	8	テニスコート	
合計	12	2	34		

以上

令和 7 年度

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 31 日

収支決算報告書

公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団

財産目録

令和8年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	現金預金			51,226,576	
	現金	普通預金 常陽銀行東海支店	法定控除預り金として	1,135,444	
	小口現金	手許保管	管理施設レジ釣銭として	150,000	
	普通常陽東海	普通預金 常陽銀行東海支店	運転資金として	49,941,132	
	未収金	東海村に対する未収金	委託事業受託費の未収分	1,048,338	
流動資産合計				52,274,914	
(固定資産)	基本財産				
	基本財産積立預金	定期預金 常陽銀行東海支店 他9行	満期保有目的で保有し、運用益を公益事業の財源として	100,000,000	
	特定資産				
	退職給付引当資産	定期預金 JA常陸東海支店	従業員に対する退職金の支払いに備えて	6,607,104	
	その他固定資産	車両運搬具	東海村総合体育館(軽トラック)	公益目的保有財産であり、スポーツ事業に使用	1
		什器備品	東海文化センター(楽器)	公益目的保有財産であり、文化センター事業に使用	19
		器具備品	久慈川河川敷運動場(倉庫)	公益目的保有財産であり、スポーツ振興事業に使用	61,676
			東海村総合体育館(スポーツ器具)	公益目的保有財産であり、スポーツ振興事業に使用	
			東海文化センター(室内装飾品)	公益目的保有財産であり、文化振興事業に使用	
			東海文化センター(冷暖房機器)	公益目的保有財産であり、文化センター事業に使用	
			東海文化センター(光学機器)	公益目的保有財産であり、財団事業に使用	
固定資産合計				106,668,800	
資産合計				158,943,714	
(流動負債)	未払金	普通預金 常陽銀行東海支店	当該年度執行に対する未払分	33,218,622	
	預り金	普通預金 常陽銀行東海支店	納期到来時に備えた法定控除分	1,135,444	
流動負債合計				34,354,066	
(固定負債)	退職給付引当金	定期預金 JA常陸東海支店	従業員に対する退職金の支払いに備えて	6,607,104	
固定負債合計				6,607,104	
負債合計				40,961,170	
正味財産				117,982,544	

貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	51,226,576	66,208,449	-14,981,873
職員預り金	1,135,444	1,441,799	-306,355
小口現金	150,000	150,000	0
普通常陽東海	49,941,132	64,616,650	-14,675,518
未収金	1,048,338	1,284,879	-236,541
流動資産合計	52,274,914	67,493,328	-15,218,414
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産積立預金	100,000,000	100,000,000	0
基本財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	6,607,104	8,034,934	-1,427,830
特定資産合計	6,607,104	8,034,934	-1,427,830
(3) その他固定資産			
車両運搬具	1	1	0
什器備品	19	19	0
器具備品	61,676	276,160	-214,484
スポーツ器具	1	1	0
室内装飾品	52,719	143,094	-90,375
冷暖房器具	1	1	0
光学機器及び写真製作機器	8,955	133,064	-124,109
その他固定資産合計	61,696	276,180	-214,484
固定資産合計	106,668,800	108,311,114	-1,642,314
資産の部合計	158,943,714	175,804,442	-16,860,728
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	33,218,622	47,864,088	-14,645,466
職員預り金	1,135,444	1,441,799	-306,355
流動負債合計	34,354,066	49,305,887	-14,951,821
2 固定負債			
退職給付引当金	6,607,104	8,034,934	-1,427,830
固定負債合計	6,607,104	8,034,934	-1,427,830
負債の部合計	40,961,170	57,340,821	-16,379,651
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
基本財産	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産合計	100,000,000	100,000,000	0
2 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	17,982,544 (6,607,104)	18,463,621 (8,034,934)	-481,077 (-1,427,830)
正味財産の部合計	117,982,544	118,463,621	-481,077
負債及び正味財産合計	158,943,714	175,804,442	-16,860,728

収 支 計 算 書

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
(1) 基本財産運用収入	26,000	36,000	10,000
7111 基本財産利息収入	26,000	36,000	10,000
(5) 事業収入	5,541,000	3,013,200	-2,527,800
7151 自主事業収入	5,541,000	3,013,200	-2,527,800
(6) 補助金等収入	314,074,000	314,121,736	47,736
7164 管理委託費収入	240,010,000	240,057,736	47,736
7114 補助金収入	74,064,000	74,064,000	
(8) 寄付金収入	2,000,000	2,300,000	300,000
7183 助成金収入	2,000,000	2,300,000	300,000
(9) 雑収入	300,000	468,064	168,064
7191 受取利息収入		10,460	10,460
7193 雑収入	300,000	457,604	157,604
(10) 他会計からの繰入金収入		86,568	86,568
7194 他会計からの繰入金収入		86,568	86,568
事業活動収入計	321,941,000	320,025,568	-1,915,432
2. 事業活動支出			
(1) 事業費支出	282,653,000	263,361,897	19,291,103
8111 給料手当支出	71,064,000	67,407,264	3,656,736
8112 臨時雇賃金支出	36,788,000	36,534,536	253,464
8114 福利厚生費支出	14,183,000	13,067,667	1,115,333
8115 旅費交通費支出	335,000	142,408	192,592
8116 通信運搬費支出	1,627,000	1,315,765	311,235
8118 消耗品費支出	6,019,000	5,241,574	777,426
8119 修繕費支出	8,217,000	7,808,691	408,309
8120 印刷製本費支出	2,617,000	1,801,811	815,189
8121 燃料費支出	7,648,000	5,752,509	1,895,491
8122 光熱水料費支出	7,186,000	5,151,751	2,034,249
8123 賃借料支出	9,550,000	9,102,153	447,847
8124 保険料支出	519,000	472,766	46,234
8125 手数料支出	962,000	741,895	220,105
8126 租税公課支出	267,000	241,200	25,800
8127 負担金支出	315,000	183,600	131,400
8135 諸謝金支出	2,438,000	1,986,138	451,862
8129 活動振興費支出	1,163,000	1,163,000	
8130 委託費支出	108,053,000	101,941,088	6,111,912
8131 雑支出	458,000	357,909	100,091
8164 備品費	1,965,000	1,889,326	75,674
8132 広告料支出	1,279,000	1,058,846	220,154
(2) 管理費支出	40,976,000	38,298,992	2,677,008
8141 役員報酬支出	3,246,000	1,165,463	2,080,537
8142 給料手当支出	16,247,000	16,246,823	177
8144 福利厚生費支出	4,721,000	4,720,743	257
8145 渉外費支出	26,000	25,800	200
8146 旅費交通費支出	50,000	49,560	440
8147 通信運搬費支出	508,000	507,525	475
8149 消耗品費支出	71,000	70,704	296
8154 賃借料支出	1,641,000	1,640,523	477
8155 保険料支出	9,000	8,344	656
8157 租税公課支出	10,083,000	9,496,900	586,100
8158 負担金支出	99,000	93,175	5,825
8159 手数料支出	320,000	319,432	568
8139 委託費支出	3,894,000	3,894,000	

収 支 計 算 書

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
8160 支払利息支出	1,000		1,000
8137 退職給与引当金費用	60,000	60,000	
(3) 災害対策費支出	3,000		3,000
8163 雑支出	3,000		3,000
(4) 返還金支出		18,544,704	-18,544,704
8162 返還金支出		18,544,704	-18,544,704
(5) 他会計への繰入金支出		86,568	-86,568
8171 他会計への繰入金支出		86,568	-86,568
事業活動支出計	323,632,000	320,292,161	3,339,839
事業活動収支差額	-1,691,000	-266,593	1,424,407
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計			
2. 投資活動支出			
投資活動支出計			
投資活動収支差額			
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計			
2. 財務活動支出			
財務活動支出計			
財務活動収支差額			
IV 予備費支出			
当期収支差額	-1,691,000	-266,593	1,424,407
前期繰越収支差額	116,441,441	19,511,841	-96,929,600
次期繰越収支差額	114,750,441	19,245,248	-95,505,193

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	36,000	6,204	29,796
基本財産受取利息	36,000	6,204	29,796
事業収益	3,013,200	6,001,900	-2,988,700
自主事業収入	3,013,200	6,001,900	-2,988,700
受取補助金等	314,121,736	294,807,878	19,313,858
管理委託費収入	240,057,736	223,034,878	17,022,858
補助金収入	74,064,000	71,773,000	2,291,000
雑収益	2,768,064	22,536,741	-19,768,677
受取利息	10,460	1,068	9,392
雑収益	457,604	20,471,318	-20,013,714
助成金収入	2,300,000	2,064,355	235,645
経常収益計	319,939,000	323,352,723	-3,413,723
(2) 経常費用			
事業費	263,576,381	247,324,013	16,252,368
給料手当	67,407,264	69,741,266	-2,334,002
臨時雇賃金	36,534,536	29,020,040	7,514,496
福利厚生費	13,067,667	13,208,075	-140,408
旅費交通費	142,408	167,460	-25,052
通信運搬費	1,315,765	1,256,476	59,289
消耗品費	5,241,574	4,484,677	756,897
印刷製本費	1,801,811	1,871,144	-69,333
修繕費	7,808,691	5,495,264	2,313,427
燃料費	5,752,509	5,684,491	68,018
光熱水料費	5,151,751	6,430,366	-1,278,615
賃借料	9,102,153	9,437,036	-334,883
保険料	472,766	503,442	-30,676
負担金支出	183,600	239,939	-56,339
諸謝金	1,986,138	1,756,000	230,138
委託費	101,941,088	93,414,601	8,526,487
租税公課	241,200	183,200	58,000
手数料	741,895	858,244	-116,349
広告料	1,058,846	1,080,733	-21,887
活動振興費	1,163,000	1,147,108	15,892
雑費	357,909	149,095	208,814
備品費	1,889,326	812,604	1,076,722
減価償却費	214,484	382,752	-168,268
管理費	38,298,992	39,743,117	-1,444,125
給料手当	16,246,823	15,802,828	443,995
福利厚生費	4,720,743	4,872,074	-151,331
旅費交通費	49,560	46,144	3,416
渉外費	25,800	14,000	11,800
通信運搬費	507,525	450,091	57,434
消耗品費	70,704	54,151	16,553
賃借料	1,640,523	1,517,908	122,615
保険料	8,344	8,344	0
負担金支出	93,175	119,615	-26,440
諸謝金	0	600,000	-600,000
委託費	3,894,000	3,552,120	341,880
租税公課	9,496,900	9,182,300	314,600
手数料	319,432	378,542	-59,110
役員報酬	1,165,463	3,085,000	-1,919,537
退職給与引当金費用	60,000	60,000	0
返還金	18,544,704	35,763,535	-17,218,831
返還金	18,544,704	35,763,535	-17,218,831

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
経常費用計	320,420,077	322,830,665	-2,410,588
評価損益等調整前当期経常増減額	-481,077	522,058	-1,003,135
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	-481,077	522,058	-1,003,135
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計からの繰入額	86,568	829,714	-743,146
他会計への繰出額	86,568	829,714	-743,146
税引前当期一般正味財産増減額	-481,077	522,058	-1,003,135
当期一般正味財産増減額	-481,077	522,058	-1,003,135
一般正味財産期首残高	18,463,621	17,941,563	522,058
一般正味財産期末残高	17,982,544	18,463,621	-481,077
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産期末残高	100,000,000	100,000,000	0
III 正味財産期末残高	117,982,544	118,463,621	-481,077

令和 8 年度

自 令和 8 年 4 月 1 日

至 令和 9 年 3 月 31 日

事業計画書

公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団

**公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団
令和8年度事業計画書**

当財団は、東海村における文化事業及びスポーツ事業に対する推進支援等を行うことにより、文化・スポーツの振興と発展並びに健康で心豊かなまちづくりとうるおいのある地域社会の創造に寄与することを目的としています。

目的を達成するために、東海村の指定管理者として東海文化センター・東海駅コミュニティ施設・東海村スポーツ施設の管理を行うとともに、東海村の文化・スポーツの振興及び助成事業を展開しております。

公益目的事業1

東海文化センターにおける文化芸術振興事業

東海文化センターを村の文化発信拠点として位置づけ、「施設の管理運営」「文化自主事業（鑑賞・育成事業）」を行います。事業の実施にあたっては、住民の活動機会の提供に努め、施設の保守管理や予約管理を行うとともに、住民ニーズを反映した事業の企画運営に取り組みます。

（１）施設の管理運営

東海村の指定管理者として東海文化センターを管理運営し、住民の活動機会の提供をはじめ、施設・設備の保守点検や修繕・更新、予約管理及び利用者への催事運営の協力・アドバイス等を行います。また、施設の老朽化が進行していることから、施設全体の計画的かつ効果的な修繕・更新を行うべく、東海村と連携した対応と協議を進めます。

（２）文化自主事業

住民の文化振興を目的とした鑑賞型公演を実施します。公演内容については各事業への来場者・参加者アンケートの結果等を活かし、住民ニーズを反映した企画立案・選定を行います。加えて、アウトリーチ形式の出張公演や学校への出前講座等を通して身近に芸術文化に触れる機会を提供するほか、住民が主体的に活動・運営している団体への提案・アドバイスや行政との連絡調整など、活動の支援に取り組みます。

（ア）鑑賞事業

（イ）文化活動の支援および普及・育成事業等

（ウ）村内の文化芸術団体との連携・協働

<令和8年度 文化自主事業予定一覧>

事業名	開催予定日	会場
鑑賞型公演	令和8年秋	東海文化センター
映画上映会「東海ワンコイン劇場」	令和8年秋	
文化講演会	令和9年冬	
グランドピアノ開放事業	通年	

お楽しみ体験授業	通年	東海村内全小学校
東の海からの贈り物 ～東海村のアーティストをご紹介しますコンサート～	令和8年秋	東海文化センター
東海村ピアノマラソンコンサート	令和8年秋	

公益目的事業2

東海駅コミュニティ施設における文化芸術振興事業

JR利用や待ち合わせ場所として多くの人々が行き交うとともに、東海村の文化芸術の創造・発信拠点となるギャラリー施設「東海ステーションギャラリー」を併設することで、さまざまな目的による人々の交差から派生するコミュニケーションの場として機能すべく、「施設の管理運営」「ギャラリー自主事業（企画展・講座・育成事業）」を行います。ギャラリーにおいては作品展示や創作活動体験の機会提供のほか、駅舎を活用した芸術文化活動の展開を図ります。

（１）施設の管理運営

東海村の指定管理者として東海駅コミュニティ施設を管理運営し、東海村の玄関口として施設利用者の安全・安心に繋げる施設の維持管理とともに、快適に利用できるよう環境美化に努めます。ギャラリーについても、展示者・鑑賞者双方にとっての快適さを実現する適切な維持管理と施設運営に取り組むとともに、多目的な利用が可能なギャラリーBについては柔軟な施設の活用を図ります。

（２）ギャラリー自主事業

優れた芸術作品の鑑賞機会を提供するほか、創作活動を体験し、造形を深める講座やワークショップを開催し、地域住民が身近に芸術活動に触れる・親しむきっかけづくりを行います。各種事業については来場者・参加者アンケートの結果等を活かし、住民ニーズを反映した企画立案に繋がります。また、村内各所に設置された野外彫刻について、地域住民の参加による維持管理を行い、彫刻作品の後世への継承に取り組めます。

（ア）企画展の開催

（イ）ワークショップや講座の開催

（ウ）芸術活動の支援および育成事業等

<令和8年度 ギャラリー自主事業予定一覧>

事業名	開催予定日	会場
芸大・茨大・筑波大卒業修了制作選抜展	令和8年4・5月	東海ステーションギャラリー
とうかいぎっずミュージアム	令和8年7・8月	
東海村の作家展	令和9年1月	
芸大・茨大・筑波大卒業修了制作選抜展出品作家のその後 杉本克哉展	令和8年11月	

ワークショップ「東海村アート」	令和8年10・11月	東海駅舎及び東海ステーションギャラリー
金属ワークショップ	令和8年7～10月	東海ステーションギャラリー
黒板ジャック	令和9年冬	東海中学校及び東海南中学校
ギャラリー開放事業	通年	東海ステーションギャラリー
芸大・茨大・筑波大卒業修了制作選抜展 作品選定	令和9年冬	各大学ほか
野外彫刻維持管理事業	通年	村内各所

公益目的事業3

東海村スポーツ施設におけるスポーツ振興事業

東海村スポーツ施設を村のスポーツ活動を担う中核施設として位置づけ、「施設の管理運営」「スポーツ自主事業（スポーツ教室・育成事業）」を行います。施設利用者と行政や各種スポーツ団体との繋ぎ手となり、利用者の声を反映した施設・設備の保守点検や修繕・更新、予約管理及び利用者への催事運営の協力・アドバイス等を行うとともに、スポーツの楽しさを再発見するためのニュースポーツ競技の提案や、世代を問わず身体を動かす機会の提供、村内の各種スポーツ団体との連携協力等により、さらなるスポーツ愛好者の誕生・拡大や競技力の向上を図ります。

（１）施設の管理運営

東海村の指定管理者として各スポーツ施設（総合体育館・テニスコート・スイミングプラザ・久慈川河川敷運動場・東海南中夜間照明グラウンド）の管理運営に取り組みます。また、行政や東海村スポーツ協会等の各種スポーツ団体と連携し、管理施設を活用して各世代の幅広いライフスタイルに応じたスポーツへの取り組みを普及提案することで、生涯スポーツ社会の実現を目指します。

（２）スポーツ自主事業

スポーツ人口の増大と各種競技の普及を目的としたスポーツ教室を行います。また、新たなスポーツ競技や活動を提案すべく、各スポーツ施設を含め地域を活用した事業展開を図ります。事業については参加者アンケートの結果や連携・協働するスポーツ団体等の意見・提案等を活かし、住民ニーズを反映した企画立案に繋がります。加えて、東海村における過去の国体開催を契機としたホッケー競技のさらなる普及振興を目指します。

（ア）各種スポーツ教室（チャレンジスクール）の開催

（イ）スポーツ活動の支援及び育成事業等

（ウ）村内のスポーツ団体との連携・協働

＜令和８年度 スポーツ事業予定一覧＞

事業名	開催予定日	会場
チャレンジスクール「弓道の部」	令和８年５・６月	東海村総合体育館
チャレンジスクール「ジュニアホッケーの部」	令和８年１１・１２月	東海高校ホッケー場 ほか
チャレンジスクール「剣道の部」	令和８年１０・１１月	東海村総合体育館
チャレンジスクール「バドミントンの部」	令和８年１０月	
チャレンジスクール「ソフトボールの部」	令和８年８・９月	東海南中夜間照明グランド
ホッケーミニフェス	令和８年６月 令和８年１０月	東海高校ホッケー場
ウォーカブルな街づくり事業	通年	村内各所
SOMPO BALL GAME FESTA in TOKAI	令和８年１１月	東海村総合体育館
トレーニング基礎講座	通年	
東海村ニュースポーツ普及事業	通年	東海村総合体育館
スポーツフェスタ TOKAI	令和８年９月	ほか

収益事業１

公益目的外の事業

（１）文化芸術振興事業以外の施設の貸与

企業の社内研修等を目的とした東海文化センターの貸出

（２）駐輪場防犯対策事業

東海駅コミュニティ施設を拠点とした東海駅東西駐輪場の警備業務

法人運営

公益法人としての運営

東海村及び関係機関との連携を図り、組織の整備や円滑な業務遂行の管理にあたります。

- （ア）役員会の開催及び法人登録に関すること
- （イ）事業計画及び予算編成
- （ウ）事業報告及び決算
- （エ）規程の改廃
- （オ）人事及び福利厚生
- （カ）情報管理に関すること

令和 8 年度

自 令和 8 年 4 月 1 日

至 令和 9 年 3 月 31 日

収支予算書

公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団

収支予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 事業活動収支の部			
1 事業活動収入			
(1)基本財産運用収入	273,000	26,000	247,000
基本財産利息収入	273,000	26,000	247,000
(5)事業収入	3,160,000	5,541,000	-2,381,000
自主事業収入	3,160,000	5,541,000	-2,381,000
(6)補助金等収入	306,498,000	314,074,000	-7,576,000
管理委託費収入	239,177,000	240,010,000	-833,000
補助金収入	67,321,000	74,064,000	-6,743,000
(8)寄付金収入	2,000,000	2,000,000	0
助成金収入	2,000,000	2,000,000	0
(9)雑収入	300,000	300,000	0
雑収入	300,000	300,000	0
事業活動収入計	312,231,000	321,941,000	-9,710,000
2 事業活動支出			
(1)事業費支出	274,678,000	281,599,000	-6,921,000
給料手当	71,657,000	71,619,000	38,000
臨時雇賃金	39,245,000	34,434,000	4,811,000
福利厚生費	15,724,000	14,265,000	1,459,000
旅費交通費	247,000	335,000	-88,000
通信運搬費	1,623,000	1,627,000	-4,000
消耗品費	5,623,000	6,309,000	-686,000
修繕費	5,825,000	6,347,000	-522,000
印刷製本費	1,892,000	2,617,000	-725,000
燃料費	6,095,000	7,632,000	-1,537,000
光熱水料費	6,108,000	7,186,000	-1,078,000
賃借料	9,886,000	9,508,000	378,000
保険料	529,000	519,000	10,000
手数料	672,000	962,000	-290,000
租税公課	323,000	267,000	56,000
負担金支出	509,000	315,000	194,000
諸謝金	2,081,000	2,309,000	-228,000
活動振興費	1,163,000	1,163,000	0
委託費	102,926,000	110,482,000	-7,556,000
雑費	350,000	459,000	-109,000
備品費	1,124,000	1,965,000	-841,000
広告料	1,076,000	1,279,000	-203,000
(2)管理費支出	37,277,000	40,912,000	-3,635,000
役員報酬	1,364,000	3,246,000	-1,882,000
給料手当	13,452,000	15,791,000	-2,339,000
福利厚生費	4,325,000	5,113,000	-788,000
渉外費	10,000	50,000	-40,000
旅費交通費	30,000	47,000	-17,000
通信運搬費	592,000	445,000	147,000
消耗品費	47,000	99,000	-52,000
賃借料	2,279,000	1,641,000	638,000
保険料	13,000	14,000	-1,000
諸謝金	0	22,000	-22,000
租税公課	10,426,000	10,083,000	343,000
負担金支出	107,000	99,000	8,000
手数料	356,000	368,000	-12,000
委託費	4,215,000	3,833,000	382,000
支払利息	1,000	1,000	0
退職給与引当金費用	60,000	60,000	0
(3)災害対策費支出	3,000	3,000	0
雑費	3,000	3,000	0
事業活動支出計	311,958,000	322,514,000	-10,556,000

収支予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
事業活動収支差額	273,000	-573,000	846,000
Ⅱ 投資活動収支の部			
1 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
Ⅲ 財務活動収支の部			
1 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ 予備費支出			
当期収支差額	273,000	-573,000	846,000
前期繰越収支差額	112,675,000	117,559,441	-4,884,441
次期繰越収支差額	112,948,000	116,986,441	-4,038,441

議案第 5 3 号

東海村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

東海村印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 5 9 号）の施行に伴い，多機能端末機を使用した印鑑登録証明の申請において，新たに導入された特定在留カード及び特定特別永住者証明書の利用を可能とするほか，所要の改正を行うための条例の一部改正

東海村印鑑条例の一部を改正する条例

東海村印鑑条例（昭和 5 1 年東海村条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号。以下「公的個人認証法」という。）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者用電子証明書が記載されているものに限る。））」を「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（いずれも電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号。以下「公的個人認証法」という。）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。））」に、「第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 1 2 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東海村印鑑条例新旧対照表

現 行	改正案
第1条～第12条 （略） （多機能端末機による印鑑登録証明の申請及び交付） 第13条 前条の規定にかかわらず，<u>印鑑登録者は，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者用電子証明書が記載されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって，公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）</u>を利用し，多機能端末機（地方公共団体情報システム機構（地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）第1条に規定する地方公共団体情報システム機構をいう。）と契約した民間事業者が設置する端末機であって，本村の電子計算機と電気通信回線で接続されたものをいう。）に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより，印鑑登録証明書の交付を申請し，その交付を受けることができる。	第1条～第12条 （略） （多機能端末機による印鑑登録証明の申請及び交付） 第13条 前条の規定にかかわらず，<u>印鑑登録者は，個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）</u>，<u>特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）</u>（いずれも電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）<u>又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって，公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）</u>を利用し，多機能端末機（地方公共団体情報システム機構（地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）第1条に規定する地方公共団体情報システム機構をいう。）と契約した民間事業者が設置する端末機であって，本村の電子計算機と電気通信回線で接続されたものをいう。）に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより，印鑑登録証明書の交付を申請し，その交付を受けることができる。
第14条～第18条 （略）	第14条～第18条 （略）

議案第 5 4 号

東海村長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東海村長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

組織としての課題認識及び是正措置の遅れにより，村財政への損失を拡大させ，村民の信頼を損ねたことに対し，村長及び副村長の給料を減額するための条例の一部改正

東海村長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

東海村長等の給与の特例に関する条例（平成14年東海村条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和7年4月1日から令和7年4月30日」を「令和8年10月1日から令和8年11月30日」に改め、「及び教育長」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東海村長等の給与の特例に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
第1条 （略） （村長等の給料の月額の特例） 第2条 村長等の給料の月額は、<u>令和7年4月1日から令和7年4月30日</u>までの間において、特別職給与等条例第3条の規定にかかわらず、村長にあつては特別職給与等条例別表第1に掲げる村長の給料月額から当該月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とし、副村長<u>及び教育長</u>にあつては同表に掲げる副村長<u>及び教育長</u>の給料月額から当該月額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。	第1条 （略） （村長等の給料の月額の特例） 第2条 村長等の給料の月額は、<u>令和8年10月1日から令和8年11月30日</u>までの間において、特別職給与等条例第3条の規定にかかわらず、村長にあつては特別職給与等条例別表第1に掲げる村長の給料月額から当該月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とし、副村長にあつては同表に掲げる副村長の給料月額から当該月額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

議案第 5 5 号

東海村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

東海村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）の一部改正により，満 3 歳以上限定小規模保育事業に関する基準及び小規模保育事業所における理学療法士等の配置に関する特例基準並びに児童対象性暴力等の防止に係る規定が整備されたことに伴い，満 3 歳以上限定小規模保育事業に関する規定，小規模保育事業所 A 型等において，理学療法士等を 1 人に限り，保育士とみなすことができることとする規定及び児童等対象業務従事者の犯罪事実確認その他の必要な措置に関する規定の追加等を行うための条例の一部改正

東海村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東海村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年東海村条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「又は」を「若しくは」に改め、「保育を行う場合」の次に「又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第6条第1項中「次に掲げる事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「当該家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）」を加え、同条第7項中「20人以上のものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「連携協力を行う施設」の次に「又は事業所」を加える。

第13条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下

で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第6号中「利用定員」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を、「小規模保育事業C型」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

第29条第2項第3号中「法第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「准看護師」の次に「(以下「看護師等」という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規

模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師，看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め，同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては，当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を，1人に限り，保育士とみなすことができる。ただし，当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては，当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には，当該看護師等が保育を行うに当たって，当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条中「，同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」と」を削る。

第35条中「法第6条の3第10項」の次に「第1号」を加える。

第44条第3項中「保健師，看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め，同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては，当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を，1人に限り，保育士とみなすことができる。ただし，当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては，当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保

育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「第48条において準用する第4号において同じ」を「第4号において同じ」に改め、「、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第6条中「家庭的保育事業等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第9条中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項」を「第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項」に、「保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項

により算定されるものをいう。) 」を「前 2 条の規定の適用がないものとした場合の第 2 9 条第 2 項又は第 4 4 条第 2 項により算定される保育士の数」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第 1 3 条の改正規定は令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第 3 条第 4 項の条例で定める日)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号）附則第 3 条第 4 項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

東海村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現 行	改正案
第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者(法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあつては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童)をいう。 (4)～(9) (略) 第3条～第5条 (略) (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7	第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者(法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号若しくは同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合)にあつては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童)をいう。 (4)～(9) (略) 第3条～第5条 (略) (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」

条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 (略)

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、村長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

第7条～第12条 (略)

第13条 削除

という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 (略)

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、村長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

第7条～第12条 (略)

（児童対象性暴力等の防止）

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。

以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第14条～第17条（略）

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（1）～（5）（略）

（6） 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）

（7）～（11）（略）

第19条～第26条（略）

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業C型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。

第28条（略）

（職員）

第29条（略）

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

（1）・（2）（略）

（3） 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人

第14条～第17条（略）

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（1）～（5）（略）

（6） 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

（7）～（11）（略）

第19条～第26条（略）

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第28条（略）

（職員）

第29条（略）

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

（1）・（2）（略）

（3） 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人

(4) (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師，看護師又は准看護師を，1人に限り，保育士とみなすことができる。	(4) (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては，当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師，看護師又は准看護師<u>(以下「看護師等」という。)</u>を，1人に限り，保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては，当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において，心理学を専修する学科，研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって，個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって，障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し，かつ，子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を，1人に限り，保育士とみなすことができる。ただし，当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては，当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には，当該看護師等が保育を行うに当たって，当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>
第30条 (略) (職員) 第31条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては，当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>保健師，看護師又は准看護師</u>を，1人に限り，保育士とみなすことがで	第30条 (略) (職員) 第31条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては，当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>看護師等</u>を，1人に限り，保育士とみなすことができる。

きる。

(準用)

第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者(第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者(B型)」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B型)」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」と読み替えるものとする。

第33条・第34条 (略)

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

第36条～第43条 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 (略)

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(準用)

第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者(第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者(B型)」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B型)」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と読み替えるものとする。

第33条・第34条 (略)

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

第36条～第43条 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

第45条・第46条 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第45条・第46条 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。

第49条 (略)

附 則

第1条・第2条 (略)

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると村が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と読み替えるものとする。

第49条 (略)

附 則

第1条・第2条 (略)

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると村が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

第4条・第5条 （略）

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所，認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み，当分の間，第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは，第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は，1人以上とすることができる。ただし，配置される保育士の数が1人となるときは，当該保育士に加えて，保育士と同等の知識及び経験を有すると村長が認める者を置かなければならない。

第7条・第8条 （略）

第9条 前2条の規定を適用するときは，保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい，第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を，保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上，置かなければならない。

第4条・第5条 （略）

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所，認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み，当分の間，第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは，第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は，1人以上とすることができる。ただし，配置される保育士の数が1人となるときは，当該保育士に加えて，保育士と同等の知識及び経験を有すると村長が認める者を置かなければならない。

第7条・第8条 （略）

第9条 前2条の規定を適用するときは，保育士（第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を，前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上，置かなければならない。

議案第 56 号

東海村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

東海村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）の一部改正により，児童対象性暴力等の防止に係る規定が整備されたことに伴い，児童等対象業務従事者の犯罪事実確認その他の必要な措置に関する規定を追加するための条例の一部改正

東海村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

東海村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(令和 7 年東海村条例第 3 2 号) の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第 1 3 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

東海村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現 行	改正案
第1条～第13条 （略）	第1条～第13条 （略） <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> 第14条～第27条 （略）

議案第 5 7 号

東海村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

東海村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）の一部改正により，満 3 歳以上限定小規模保育事業に関する基準が整備されたことに伴い，当該小規模保育事業の利用定員及び利用定員を超える場合の選考方法の規定の追加その他所要の改正を行うための条例の一部改正

東海村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東海村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年東海村条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「第51条・」を「第51条一」に改める。

第2条第6号中「小規模保育事業」を「満3歳未満等小規模保育事業」に改め、「規定する小規模保育事業」の次に「（同項第3号に掲げる事業を除く。）」を加え、同号の次に次の1号を加える。

（6）の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

第2条第11号の次に次の3号を加える。

（11）の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

（11）の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

（11）の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第2条第23号中「法第43条第2項」を「法第43条第4項」に改める。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第 7 条第 2 項中「法第 1 9 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に、「同法第 7 3 条第 1 項」を「同法附則第 7 3 条第 1 項」に改める。

第 9 条第 1 項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第 1 3 条第 4 項第 3 号ア（ア）中「法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ（ア）中「法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改める。

第 2 5 条中「第 2 7 条の 2 第 1 項各号，」の次に「学校教育法第 1 条に規定する」を加え、「学校教育法」を「同法」に改める。

第 2 9 条第 1 項中「次項において同じ。」及び「次項及び第 3 9 条第 4 項において同じ。」を削る。

第 3 5 条第 1 項中「法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第 2 号」に、「同条第 4

項第 3 号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第 4 項第 3 号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に，「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満 3 歳以上保育認定子ども」とあるのは「満 3 歳以上保育認定子ども」に改める。

第 3 6 条第 1 項中「法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め，同条第 2 項中「法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に，「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め，同条第 3 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に，「同条第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」に，「同条第 4 項第 3 号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第 4 項第 3 号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に，「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満 3 歳以上保育認定子ども」とあるのは「満 3 歳以上保育認定子ども」に改める。

第 3 7 条第 1 項中「第 2 8 条」を「第 2 7 条」に，「第 3 1 条」を「第 2 7 条」に，「第 3 3 条」を「第 2 7 条」に改め，同条第 2 項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）

は，次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ，当該地域型保育事業を行う事業所ごとに，当該各号に定める利用定員を，満 1 歳に満

たない小学校就学前子どもと満 1 歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満 3 歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第 43 条第 3 項に規定する労働者等監護満 3 歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
第 37 条に次の 1 項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第 39 条第 2 項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第 43 条第 1 項を除く。）」を加え、同条第 4 項中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前項」を「前 2 項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育」を「当該特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。）」に改め、「その他の」の次に「法第19条第3号に掲げる」を加え、「以下この号及び」を削り、同条第7項中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業」を「満3歳以上限定小規模保育事業」に改め、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第47条第1項及び第2項ただし書並びに第49条第2項中「満3歳未満」を削る。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に改め、「地域型保育給付費」と」の次に「、第25条中「各号

（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第２７条の２第１項各号，学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては，同法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」とあるのは「各号」とを加える。

第５１条の見出しを削り，同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し，同条第１項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え，「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め，同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に，「次条第１項」を「第５２条第１項」に，「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め，同条第３項中「いう。次条第３項」の次に「及び第５２条第３項」を，「この章（）」の次に「第３７条第３項，第３９条第３項及び」を加え，「含む。次条第３項」を「含む。第５２条第３項」に改め，「以下この章」の次に「（第４３条第１項を除く。）」を加え，

「同条第１号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては，当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き，第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては，当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）」に，「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第３号に掲げる小学校就学前子ども」を「同号」とあるのは「法第１９条第３号」に改め，「第

4 3 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、
「法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 5 1 条の 2 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 4 6 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、第 3 7 条第 3 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第 3 7 条第 2 項、第 3 9 条第 2 項及び第 4 0 条第 2 項を除き、第 5 0 条において準用する第 8 条から第 1 4 条まで（第 1 0 条及び第 1 3 条を除く。）、第 1 7 条から第 1 9 条まで及び第 2 3 条から第 3 3 条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第 3 9 条第 3 項中「第 1 9 条第 2 号」とあるのは「第 1 9 条第 1 号」と、「満 3 歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第 1 9 条第 2 号」と、「法第 2 0 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、

当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念，基本方針等に基づく
選考その他公正な方法により」と，第４３条第１項中「教育・保育給
付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定
保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利
用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定
保護者を除く。）」と，同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲
げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定め
る基準により算定した費用の額」と，同条第３項中「前２項」とある
のは「前項」と，同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と，
「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第
４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と，同条
第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。

第５２条第１項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限
定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え，
「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育
給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め，同条第２項
中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保
育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に，「同条第３号
に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を
「満３歳未満保育認定子ども」に，「前条」を「第５１条」に，「法第
１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認
定子ども」を「教育認定子ども」に改め，同条第３項中「第４３条第１
項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子ど
もに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え，「法第１９条
第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ど
も」を「満３歳以上保育認定子ども」に，「政令第４条第１項第２号に
規定する満３歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満３歳以上保育認
定子どもを除く」に改める。

附則第 5 条中「特定地域型保育事業者（」の次に「満 3 歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第 6 条第 3 項の条例で定める日）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号）附則第 6 条第 3 項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

東海村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現 行	改正案
目次 第1章・第2章 (略) 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節・第2節 (略) 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 (第51条・第52条) 第4章 (略) 附則 (略) 第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) <u>小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。 (7)～(11) (略)	目次 第1章・第2章 (略) 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節・第2節 (略) 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 (第51条―第52条) 第4章 (略) 附則 (略) 第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) <u>満3歳未満等小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業を除く。)をいう。 <u>(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業に限る。)をいう。</u> (7)～(11) (略) <u>(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。</u> <u>(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。</u> <u>(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。</u>

(12)～(22) (略)

(23) 特定地域型保育事業 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。

(24)～(29) (略)

第3条～第5条 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

(12)～(22) (略)

(23) 特定地域型保育事業 法第43条第4項に規定する特定地域型保育事業をいう。

(24)～(29) (略)

第3条～第5条 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第8条 (略)

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 (略)

第10条～第12条 (略)

（利用者負担額等の受領）

第13条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

（1）・（2） (略)

（3） 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者との世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、保育認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第8条 (略)

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 (略)

第10条～第12条 (略)

（利用者負担額等の受領）

第13条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

（1）・（2） (略)

（3） 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者との世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 77, 101円 (イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57, 700円(政令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては, 97, 000円) イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。<u>以下イ</u>において同じ。))が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。) (ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 (イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 ウ (略) (4)・(5) (略) 5・6 (略) 第14条～第24条 (略) (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保	(ア) <u>教育認定子ども</u> 77, 101円 (イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u>(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57, 700円(政令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては, 97, 000円) イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。<u>以下このイ</u>において同じ。))が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。) (ア) <u>教育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 (イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 ウ (略) (4)・(5) (略) 5・6 (略) 第14条～第24条 (略) (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保
---	--

育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第26条～第28条 （略）

（利益供与等の禁止）

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 （略）

第30条～第34条 （略）

（特別利用保育の基準）

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる

育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第26条～第28条 （略）

（利益供与等の禁止）

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。）若しくは地域型保育（同条第5項に規定する地域型保育をいう。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 （略）

第30条～第34条 （略）

（特別利用保育の基準）

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとし、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとし、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満3歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同令第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第38条 （略）

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 （略）

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できる

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

（1） 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業
法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

（2） 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第38条 （略）

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 （略）

2 特定地域型保育事業者 （満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章 （第43条第1項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要

よう、選考するものとする。

性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あつせん、調整及び要請に対する協力）

第40条（略）

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利

3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あつせん、調整及び要請に対する協力）

第40条（略）

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育

施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～6 (略)

7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）

用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。）の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～6 (略)

7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であ

第12条の4第1項に規定する<u>国家戦略特別区域小規模保育事業</u>を行う事業所であって、村長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略) 8 (略) 9 (略) 10 (略) 11 (略) (利用者負担額等の受領) 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 2～6 (略) 第44条・第45条 (略) (運営規程) 第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考の方法を含む。） (8)～(11) (略)	って、村長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略) 8 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。</u> 9 (略) 10 (略) 11 (略) 12 (略) (利用者負担額等の受領) 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者 <u>（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u> から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 2～6 (略) 第44条・第45条 (略) (運営規程) 第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第2項<u>及び第3項</u>に規定する選考の方法を含む。） (8)～(11) (略)
---	--

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

第48条 (略)

(記録の整備)

第49条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) (略)

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

第48条 (略)

(記録の整備)

第49条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) (略)

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第14条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」と

29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」

あるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第52条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込

とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第1項を除く。）において同じ。）」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規

定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場

合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（政令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

第53条 （略）

附 則

第1条～第4条 （略）

を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満3歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

第53条 （略）

附 則

第1条～第4条 （略）

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると村が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると村が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

議案第 5 8 号

東海村と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく
回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について

東海村と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収
納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

地方自治法による国の技術的助言に基づき、中小企業者等に係る経営
危機の際の私的整理手続において、茨城県信用保証協会から求償権の放
棄等の申出があった場合に、本村が回収納付金を受領する権利について、
企業者等の迅速な事業再生及び地域経済の活性化を図るため、当該申出
が条例で新たに定める計画又は要請によるときに、当該権利を放棄する
ことができるようにするための条例の一部改正

東海村と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

東海村と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成 26 年東海村条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「定め、もって中小企業者等の事業の再生を促進する」を「定めることにより、中小企業者等の円滑な事業の再生の促進及び債務の整理を図り、もって地域経済の振興に資する」に改める。

第 2 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3） 求償権の放棄等 求償権の放棄又は不等価譲渡（求償権の金額に満たない額での譲渡をいう。）をいう。

第 3 条中「放棄の」を「放棄等の」に、「第 1 号から第 4 号までに掲げる計画」を「次の各号に掲げる計画又は要請」に改め、「求償権の放棄に係る」を削り、「事業の再生」の次に「の促進又は債務の整理により、地域経済の振興」を加え、同条第 1 号を削り、同条第 2 号中「策定された」の次に「事業の」を加え、同号を同条第 1 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（2） 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）第 3 条第 1 項の規定により行われた特定調停手続による調停（同法第 17 条第 1 項に規定する調停条項が定められたものを除く。）又は民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）第 17 条の決定（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第 20 条において準用する同法第 17 条第 2 項に規定する内容が定められているものに限る。）に基づき策定された事業の再生に関する計画又は債務の弁済に関する計画

第3条第3号中「株式会社地域経済活性化支援機構が」を削り、「規定により」の次に「株式会社地域経済活性化支援機構が」を、「行った」の次に「事業の」を加え、同条第4号を削り、同条第3号の次に次の10号を加える。

- (4) 株式会社地域経済活性化支援機構法第32条の2第3項に規定する特定支援決定を受けた中小企業者等の事業の再生に関する計画又は当該特定支援決定を受けた中小企業者等の債務の弁済に関する計画
- (5) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第19条第4項の規定により株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業の再生に関する計画
- (6) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第59条第1項に規定する産業復興相談センターが同項に規定する産業復興機構に対して行う債権買取り（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第59条第1項の要件を定める省令（平成24年経済産業省令第11号）第2条第4号イに規定する債権買取りをいう。）の要請
- (7) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画
- (8) 産業競争力強化法第134条第2項に規定する認定支援機関が同法第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会の定める事項等に従い行う支援に基づき策定された事業の再生に関する計画
- (9) 産業競争力強化法第140条第1号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- (10) 産業競争力強化法第140条第2号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う支援を受けて策定された事業の再生に関する計画

(1 1) 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する
債務の調整の手續等に関する法律（令和 7 年法律第 6 7 号）第
1 4 条第 1 項の規定により作成された早期事業再生計画（保証
協会が当該事業再生計画に対し，同法第 2 0 条第 1 項に規定す
る同意を行おうとする場合に限る。）

(1 2) 私的整理に関するガイドラインとして規則で定めるものに
基づき策定された事業の再生に関する計画又は債務の弁済に関
する計画

(1 3) その他前各号に準ずるもので，村長が必要と認めるもの
附 則

この条例は，公布の日から施行する。

東海村と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
(目的) 第1条 この条例は、茨城県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に生ずる村が保証協会から回収納付金を受け取る権利の放棄に関し必要な事項を<u>定め、もって中小企業者等の事業の再生を促進すること</u>を目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ・ (2) (略) <u>(3) (略)</u> <u>(4) (略)</u> (回収納付金を受け取る権利の放棄) 第3条 村長は、あらかじめ保証協会から損失補償金寄託契約の対象となる保証債務に係る求償権の<u>放棄の</u>申出を受けた場合において、当該申出が<u>第1号から第4号までに掲げる計画のいずれかに基づく求償権の放棄に係るもの</u>であり、かつ、当該計画が当該申出に係る求償権の債務者である中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利の全部又は一部を放棄することができる。 <u>(1) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第19条第4項の規定により支援決定を行った中小企業者等に係る再生に関する計画</u> <u>(2) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第13</u>	(目的) 第1条 この条例は、茨城県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に生ずる村が保証協会から回収納付金を受け取る権利の放棄に関し必要な事項を<u>定めることにより、中小企業者等の円滑な事業の再生の促進及び債務の整理を図り、もって地域経済の振興に資すること</u>を目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ・ (2) (略) <u>(3) 求償権の放棄等 求償権の放棄又は不等価譲渡（求償権の金額に満たない額での譲渡をいう。）をいう。</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u> (回収納付金を受け取る権利の放棄) 第3条 村長は、あらかじめ保証協会から損失補償金寄託契約の対象となる保証債務に係る求償権の<u>放棄等の</u>申出を受けた場合において、当該申出が<u>次の各号に掲げる計画又は要請のいずれかに基づくもの</u>であり、かつ、当該計画が当該申出に係る求償権の債務者である中小企業者等の事業の再生の<u>促進又は債務の整理により、地域経済の振興</u>に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利の全部又は一部を放棄することができる。 <u>(1) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第13</u>

2号) 第53条第1項第2号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援に基づき策定された再生に関する計画

(3) 株式会社地域経済活性化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)第25条第4項の規定により再生支援決定を行なった中小企業者等に係る再生に関する計画

(4) 村長が認める私的整理に関するガイドラインに基づき策定された再建に関する計画

2号) 第53条第1項第2号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援に基づき策定された事業の再生に関する計画

(2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)第3条第1項の規定により行われた特定調停手続による調停(同法第17条第1項に規定する調停条項が定められたものを除く。)
又は民事調停法(昭和26年法律第222号)第17条の決定(特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第20条において準用する同法第17条第2項に規定する内容が定められているものに限る。)
に基づき策定された事業の再生に関する計画又は債務の弁済に関する計画

(3) 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)第25条第4項の規定により株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行なった事業の再生に関する計画

(4) 株式会社地域経済活性化支援機構法第32条の2第3項に規定する特定支援決定を受けた中小企業者等の事業の再生に関する計画又は当該特定支援決定を受けた中小企業者等の債務の弁済に関する計画

(5) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成23年法律第113号)第19条第4項の規定により株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行なった事業の再生に関する計画

(6) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第59条第1項に規定する産業復興相談センターが同項に規定する産業復興機構に対して行う債権買取り(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第59条第1項の要件を定める省令(平成24年経済産業省令第11号)第2条第4号イに規定する債権買取りをいう。)の要請

(7) 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画

(8) 産業競争力強化法第134条第2項に規定する認定支援機関が同法第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会の定める事項等に従い行う支援に基づき策定された事業の再生に関する計画

第4条・第5条 (略)

(9) 産業競争力強化法第140条第1号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画

(10) 産業競争力強化法第140条第2号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う支援を受けて策定された事業の再生に関する計画

(11) 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律（令和7年法律第67号）第14条第1項の規定により作成された早期事業再生計画（保証協会が当該事業再生計画に対し、同法第20条第1項に規定する同意を行おうとする場合に限る。）

(12) 私的整理に関するガイドラインとして規則で定めるものに基づき策定された事業の再生に関する計画又は債務の弁済に関する計画

(13) その他前各号に準ずるもので、村長が必要と認めるもの

第4条・第5条 (略)

令和 8 年度 東海村一般会計補正予算（第 3 号）

議案第59号

令和8年度 東海村一般会計補正予算（第3号）

令和8年度東海村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ526,395千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,732,008千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和8年9月1日 提出

東海村長 山 田



第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 村 税		11,520,932	105,953	11,626,885
	1 村 民 税	3,286,352	112,278	3,398,630
	2 固 定 資 産 税	7,188,002	△12,744	7,175,258
	3 軽 自 動 車 税	121,438	4,512	125,950
	5 都 市 計 画 税	648,449	1,907	650,356
12 分 担 金 及 び 負 担 金		46,395	632	47,027
	1 負 担 金	46,395	632	47,027
14 国 庫 支 出 金		4,047,696	124,271	4,171,967
	1 国 庫 負 担 金	1,833,128	100,725	1,933,853
	2 国 庫 補 助 金	694,081	23,436	717,517
	3 委 託 金	9,120	110	9,230
15 県 支 出 金		1,564,943	44,206	1,609,149
	1 県 負 担 金	738,153	25,220	763,373
	2 県 補 助 金	589,364	18,986	608,350
16 財 産 収 入		41,177	12,880	54,057
	2 財 産 売 払 収 入	1	12,880	12,881
18 繰 入 金		1,712,349	138,652	1,851,001
	1 特 別 会 計 繰 入 金	18,235	24,275	42,510
	2 基 金 繰 入 金	1,694,114	114,377	1,808,491
19 繰 越 金		200,000	112,856	312,856
	1 繰 越 金	200,000	112,856	312,856
20 諸 収 入		276,994	1,845	278,839
	5 雑 入	207,523	1,845	209,368
21 村 債		962,100	△14,900	947,200
	1 村 債	962,100	△14,900	947,200
歳 入 合 計		22,205,613	526,395	22,732,008

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		202,883	△482	202,401
	1 議 会 費	202,883	△482	202,401
2 総 務 費		3,424,503	16,967	3,441,470
	1 総 務 管 理 費	2,985,475	25,212	3,010,687
	2 徴 税 費	277,115	△10,922	266,193
	3 戸 籍 住 民 登 録 費	118,175	2,677	120,852
3 民 生 費		8,032,525	314,770	8,347,295
	1 社 会 福 祉 費	3,975,463	37,577	4,013,040
	2 児 童 福 祉 費	4,055,718	277,193	4,332,911
4 衛 生 費		2,312,170	50,142	2,362,312
	1 保 健 衛 生 費	1,077,509	32,201	1,109,710
	2 清 掃 費	886,119	17,941	904,060
5 農 林 水 産 業 費		403,125	618	403,743
	1 農 業 費	403,125	618	403,743
6 商 工 費		450,722	9,933	460,655
	1 商 工 費	450,722	9,933	460,655
7 土 木 費		2,619,250	106,733	2,725,983
	1 土 木 管 理 費	86,041	△18,379	67,662
	2 道 路 橋 梁 費	760,457	11,421	771,878
	3 都 市 計 画 費	1,772,152	113,691	1,885,843
9 教 育 費		3,652,476	△28,715	3,623,761
	1 教 育 総 務 費	856,937	△12,447	844,490
	2 小 学 校 費	583,849	5,690	589,539
	3 中 学 校 費	376,929	△11,703	365,226
	4 幼 稚 園 費	381,115	△21,743	359,372
	5 社 会 教 育 費	913,997	11,118	925,115

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教 育 費	6 保 健 体 育 費	539,649	370	540,019
12 諸 支 出 金		135,470	56,429	191,899
	1 基 金 費	135,470	56,429	191,899
歳 出 合 計		22,205,613	526,395	22,732,008

第2表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
ふるさと納税推進中間業務委託	令和8年度から令和9年度まで	24,648
東海村地域包括支援センター業務委託	令和8年度から令和13年度まで	316,191
給食調理業務委託	令和8年度から令和11年度まで	72,864
保育施設賃借	令和8年度から令和24年度まで	51,678
給食調理業務委託	令和8年度から令和12年度まで	392,977

一般会計補正予算に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款		補 正 前 の 額	補 正 額	計
1	村 税	11,520,932	105,953	11,626,885
12	分 担 金 及 び 負 担 金	46,395	632	47,027
14	国 庫 支 出 金	4,047,696	124,271	4,171,967
15	県 支 出 金	1,564,943	44,206	1,609,149
16	財 産 収 入	41,177	12,880	54,057
18	繰 入 金	1,712,349	138,652	1,851,001
19	繰 越 金	200,000	112,856	312,856
20	諸 収 入	276,994	1,845	278,839
21	村 債	962,100	△14,900	947,200
歳 入 合 計		22,205,613	526,395	22,732,008

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国県支出金	地方債	その他			
1 議会費	202,883	△482	202,401					△482	
2 総務費	3,424,503	16,967	3,441,470	△500	△14,900	1,845		30,522	
3 民生費	8,032,525	314,770	8,347,295	86,946		132,332		95,492	
4 衛生費	2,312,170	50,142	2,362,312	218				49,924	
5 農林水産業費	403,125	618	403,743	3,909				△3,291	
6 商工費	450,722	9,933	460,655	6,120				3,813	
7 土木費	2,619,250	106,733	2,725,983					106,733	
9 教育費	3,652,476	△28,715	3,623,761	5,917				△34,632	
12 諸支出金	135,470	56,429	191,899					56,429	
歳出合計	22,205,613	526,395	22,732,008	102,610	△14,900	134,177		304,508	

2 歳 入

(款) 1 村税

(項) 1 村民税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 個人	2,688,833	112,278	2,801,111	1 現年課税分	112,278	個人村民税 112,278
計	3,286,352	112,278	3,398,630			

(款) 1 村税

(項) 2 固定資産税

1 固定資産税	7,182,256	△15,510	7,166,746	1 現年課税分	△15,510	固定資産税 △15,510
2 国有資産等所在市町村交付金	5,746	2,766	8,512	1 現年課税分	2,766	交付金 2,766
計	7,188,002	△12,744	7,175,258			

(款) 1 村税

(項) 3 軽自動車税

2 種別割	119,730	4,512	124,242	1 現年課税分	4,512	軽自動車税 4,512
計	121,438	4,512	125,950			

(款) 1 村税

(項) 5 都市計画税

1 都市計画税	648,449	1,907	650,356	1 現年課税分	1,907	都市計画税 1,907
計	648,449	1,907	650,356			

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

2 民生費負担金	13,809	632	14,441	3 医療福祉費負担金	632	養育医療自己負担金 632
計	46,395	632	47,027			

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	1,833,128	100,725	1,933,853	1 社会福祉費負担金	8,254	障害者医療費負担金 3,567 障害福祉サービス等負担金 1,661
------------	-----------	---------	-----------	------------	-------	---------------------------------------

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
						障害福祉サービス等負担金過年度分 3,026
				4 児童福祉費負担金	92,471	子どものための教育・保育給付費負担金 29,630 子どものための教育・保育給付費負担金過年度分 62,841
計	1,833,128	100,725	1,933,853			

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	42,993	7,820	50,813	1 総務管理費補助金	7,820	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 7,820
2 民生費国庫補助金	496,514	15,556	512,070	1 社会福祉費補助金	137	地域診療情報連携推進費補助金 137
				2 児童福祉費補助金	15,419	子ども・子育て支援交付金 15,419
3 衛生費国庫補助金	30,636	60	30,696	1 保健衛生費補助金	60	産婦健康診査事業費補助金 60
計	694,081	23,436	717,517			

(款) 14 国庫支出金

(項) 3 委託金

2 民生費国庫委託金	7,567	110	7,677	1 社会福祉費委託金	110	基礎年金事務委託金 110
計	9,120	110	9,230			

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	738,153	25,220	763,373	4 社会福祉費負担金	2,613	障害者医療費負担金 1,783 障害福祉サービス等負担金 830
				6 医療福祉費負担金	287	養育医療費負担金 287
				7 児童福祉費負担金	22,320	子どものための教育・保育給付費負担金 22,320
計	738,153	25,220	763,373			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費県補助金	7,732	△500	7,232	1 総務管理費補助金	△500	地域女性活躍推進事業補助金 △500
2 民生費県補助金	390,634	15,419	406,053	3 児童福祉費補助金	15,419	子ども・子育て支援交付金 15,419
3 衛生費県補助金	11,514	158	11,672	1 保健衛生費補助金	158	予防接種事故対策費補助金 58 不妊治療費補助金 100
4 農林水産業費県補助金	10,429	3,909	14,338	1 農業費補助金	3,909	儲かる産地支援事業費補助金 3,909
計	589,364	18,986	608,350			

(款) 16 財産収入

(項) 2 財産売却収入

1 不動産売却収入	1	12,880	12,881	1 不動産売却収入	12,880	土地売却収入 12,880
計	1	12,880	12,881			

(款) 18 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

2 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	8,713	8,714	1 後期高齢者医療特別会計繰入金	8,713	後期高齢者医療特別会計繰入金 8,713
3 介護保険事業特別会計繰入金	18,231	1,154	19,385	1 介護保険事業特別会計繰入金	1,154	介護保険事業特別会計繰入金 1,154
4 東海駅西土地地区画整理事業特別会計繰入金	1	1,496	1,497	1 東海駅西土地地区画整理事業特別会計繰入金	1,496	東海駅西土地地区画整理事業特別会計繰入金 1,496
5 東海中央土地地区画整理事業特別会計繰入金	1	12,912	12,913	1 東海中央土地地区画整理事業特別会計繰入金	12,912	東海中央土地地区画整理事業特別会計繰入金 12,912
計	18,235	24,275	42,510			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 財政調整基金繰入金	686,041	△17,323	668,718	1 財政調整基金繰入金	△17,323	財政調整基金繰入金 △17,323
6 公共施設等総合管理推進基金繰入金	700,000	131,700	831,700	1 公共施設等総合管理推進基金繰入金	131,700	公共施設等総合管理推進基金繰入金 131,700
計	1,694,114	114,377	1,808,491			

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	200,000	112,856	312,856	1 繰越金	112,856	前年度繰越金 112,856
計	200,000	112,856	312,856			

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

2 雑入	183,666	1,845	185,511	1 雑入	1,845	収入印紙売りさばき代 1,289 収入印紙販売手数料 67 収入証紙売りさばき代 474 収入証紙販売手数料 15
計	207,523	1,845	209,368			

(款) 21 村債

(項) 1 村債

1 総務債	314,100	△14,900	299,200	1 総務管理債	△14,900	防災行政無線放送設備整備事業債 △14,900
計	962,100	△14,900	947,200			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 議会費	202, 883	△482	202, 401				△482	2 給 料	△27	○一般職人件費支払事業 一般職給 扶養手当 通勤手当 一般職期末手当 勤勉手当 児童手当	△482
								3 職員手当等	△455		△27 △156 12 △40 △91 △180
計	202, 883	△482	202, 401				△482				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	984, 072	42, 039	1, 026, 111				42, 039	1 報 酬	7, 189	○一般職人件費支払事業 一般職給 扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 管理職手当 一般職期末手当 勤勉手当 児童手当 職員退職手当組合負担金 地域手当 一般職員共済組合負担金 ○非常勤職員等管理諸費 一般職報酬 一般職期末手当 勤勉手当 社会保険料負担金 会計年度任用職員共済組合負担金 費用弁償
								2 給 料	11, 420	
								3 職員手当等	3, 347	
								4 共 済 費	20, 315	
								8 旅 費	△232	
										34, 826
										11, 420
										1, 472
										△966
										339
										△57
										867
										1, 409
										△1, 315
										1, 015
										92
										550
										20, 000
										12, 121
										10, 134
										730
										353
										853
										196
										△145

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
									○職員健康管理事業 △4,908 一般職報酬 △2,945 一般職期末手当 △620 勤勉手当 △522 社会保険料負担金 △406 雇用保険料負担金 △62 会計年度任用職員共済組合負担金 △266 費用弁償 △87	
2 秘書広聴 広報費	68,275	△505	67,770	△500			△5	12 委 託 料	△505	○男女共同参画推進事業 △505 男女共同参画推進セミナー開催支援業務委託料 △505
6 企画費	306,509	△237	306,272				△237	1 報 酬	△226	○計画調整諸費 △237 一般職報酬 △226
								8 旅 費	△11	費用弁償 △11
8 原子力対策費	105,616	△4,361	101,255				△4,361	2 給 料	△1,199	○一般職人件費支払事業 △4,361 一般職給 △1,199
								3 職員手当等	△2,462	扶養手当 △388 住居手当 △336
								4 共 済 費	△700	通勤手当 △28 一般職期末手当 △612 勤勉手当 △647 児童手当 △225 職員退職手当組合負担金 △162 地域手当 △64 一般職員共済組合負担金 △700
9 無線放送 施設費	217,872	△14,889	202,983		△14,900		11	12 委 託 料	△221	○防災無線放送施設整備管理事業 △14,889 防災行政無線放送設備整備工事施工監理業務委託料 △221
								14 工事請負費	△14,668	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
									防災行政無線放送設備整備工事 △14,668	
13 災害対策費	9	3,165	3,174				3,165	18 負担金、補助及び交付金	3,165	○農業用ビニールハウス等災害復旧補助事業 農業用ビニールハウス等災害復旧補助金 3,165 3,165
計	2,985,475	25,212	3,010,687	△500	△14,900		40,612			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

1 税務総務費	170,016	△10,858	159,158				△10,858	2 給 料	△4,593	○一般職人件費支払事業 一般職給 扶養手当 住居手当 通勤手当 管理職手当 一般職期末手当 勤勉手当 児童手当 職員退職手当組合負担金 地域手当 一般職員共済組合負担金 △10,858 △4,593 △428 448 184 △481 △1,293 △1,783 △360 △332 △220 △2,000
								3 職員手当等	△4,265	
								4 共 済 費	△2,000	
2 賦課徴税費	107,099	△64	107,035				△64	12 委 託 料	△64	○固定資産評価事業 土地鑑定評価業務委託料 △64 △64
計	277,115	△10,922	266,193				△10,922			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民登録費

1 戸籍住民	118,175	2,677	120,852			1,845	832	2 給 料	224	○一般職人件費支払事業 831
--------	---------	-------	---------	--	--	-------	-----	-------	-----	--------------------

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民登録費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
登録費								3 職員手当等	607	一般職給	224
								10 需 用 費	1,846	扶養手当	△78
										通勤手当	208
										時間外勤務手当	330
										一般職期末手当	83
										職員退職手当組合負担金	59
										地域手当	5
										○パスポート発行事業	1,846
										消耗品費	1,846
計	118,175	2,677	120,852			1,845	832				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉 総務費	852,110	△11,866	840,244	600			△12,466	2 給料	△4,571	○一般職人件費支払事業 △12,932
								3 職員手当等	△5,561	一般職給 △4,571
								4 共済費	△2,800	扶養手当 △696
								8 旅費	9	住居手当 636
								18 負担金、補助 及び交付金	1,078	通勤手当 △119
								27 繰出金	△21	管理職手当 △577
										一般職期末手当 △1,150
										勤勉手当 △2,047
										児童手当 △1,280
										職員退職手当組合負担金 △94
										地域手当 △234
										一般職員共済組合負担金 △2,800
										○社会福祉総務諸費 37
										普通旅費 9
										職員研修等負担金 28
										○国民健康保険事業特別会計繰出 金事業 △21
										国民健康保険事業特別会計繰 出金 △21

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
									○社会福祉施設等物価高騰対策支援事業(地域福祉分) 社会福祉施設等物価高騰対策支援金(地域福祉分)	1,050 1,050	
2 老人福祉費	655,530	31,407	686,937				31,407	13 使用料及び賃借料	△449	○健康づくり広場維持管理事業 クローカーコート借上料 ○介護保険諸費	△449 △449 31,856
								22 償還金、利子及び割引料	119	国庫支出金返還金過年度分 県支出金返還金過年度分 介護保険事業特別会計繰出金	79 40 31,737
								27 繰 出 金	31,737		
3 障害福祉費	1,311,827	14,427	1,326,254	7,978			6,449	1 報 酬	1,675	○障がい福祉運営諸費	2,040
								3 職員手当等	118	障害者総合支援システムPM H連携機能対応業務委託料	275
								4 共 済 費	137	障害福祉サービス等負担金返還金過年度分	349
								12 委 託 料	275	障害者医療費国庫負担金返還金過年度分	1,416
								19 扶 助 費	10,457	○身体障害者(児)補装具給付事業 身体障害者(児)補装具	3,322 3,322
								22 償還金、利子及び割引料	1,765	○自立支援等医療費支給事業 更生医療費 ○障がい者チャレンジUP雇用事業 一般職報酬 一般職期末手当 勤勉手当 社会保険料負担金	7,135 7,135 1,930 1,675 64 54 137
4 医療福祉	867,095	10,519	877,614	287		632	9,600	2 給 料	499	○一般職人件費支払事業	1,504

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
費								3 職員手当等	1,005	一般職給 扶養手当 住居手当 一般職期末手当 職員退職手当組合負担金 地域手当 ○医療福祉諸費	499 104 624 186 67 24 7,231
								18 負担金、補助 及び交付金	6,901	後期高齢者医療給付費負担金 地域診療情報連携推進費補助 金返還金過年度分 ○養育医療費給付事業 養育医療費	6,901 330 1,784 1,784
								19 扶 助 費	1,784		
								22 償還金、利子 及び割引料	330		
6 国民年金 費	13,703	110	13,813	110				12 委 託 料	110	○国民年金諸費 国民年金システム改修委託料	110 110
7 社会福祉 施設費	275,197	△7,020	268,177				△7,020	14 工事請負費	△7,020	○総合福祉センター運営管理事業 総合福祉センター貯湯槽更新 工事	△7,020 △7,020
計	3,975,463	37,577	4,013,040	8,975		632	27,970				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	1,322,284	125,759	1,448,043	68,463			57,296	18 負担金、補助及び交付金	34,188	○民間学童クラブ運営費補助事業 29,238 民間学童クラブ運営費補助金 29,238 ○病児病後児保育補助事業 1,936 病児病後児保育補助事業費補助金 1,936 ○保育士等就労促進事業 1,114 潜在保育士等復職支援助成金 500 保育士等就労支援家賃助成金 264 保育士等継続勤務報奨金 350
								19 扶 助 費	91,571	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
										○子どものための教育・保育給付事業 91,571 子どものための教育・保育給付費 91,571 ○社会福祉施設等物価高騰対策支援事業(児童施設分) 1,900 社会福祉施設等物価高騰対策支援金(児童施設分) 1,900
3 児童福祉施設費	1,850,954	151,434	2,002,388	9,508		131,700	10,226	2 給 料	11,679	○一般職人件費支払事業 18,293 一般職給 11,679 扶養手当 △582 住居手当 △243 管理職手当 963 一般職期末手当 2,194 勤勉手当 815 児童手当 260 職員退職手当組合負担金 1,525 地域手当 482 公立学校共済組合負担金 1,200 ○保育所管理事業 131,803 警備委託料 36 けやきの杜保育所取得費 131,767 ○百塚保育所一時保育事業 18 費用弁償 18 ○学童クラブ運営管理事業 財源振替 ○新舟石川保育所整備事業 1,320 小規模工事 1,320
								3 職員手当等	5,414	
								4 共 済 費	1,200	
								8 旅 費	18	
								12 委 託 料	36	
								14 工事請負費	1,320	
								16 公 有 財 産 購 入 費	131,767	
計	4,055,718	277,193	4,332,911	77,971		131,700	67,522			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生	414,303	5,361	419,664	218			5,143	2 給 料	2,104	○一般職人件費支払事業 4,323
--------	---------	-------	---------	-----	--	--	-------	-------	-------	----------------------

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明				
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他							
総務費								3 職員手当等	2,219	一般職給	2,104		
								12 委 託 料	224	扶養手当	804		
										住居手当	△300		
										19 扶 助 費	814	通勤手当	31
19 扶 助 費	814	管理職手当	481										
		一般職期末手当	607										
		勤勉手当	217										
		児童手当	20										
		職員退職手当組合負担金	223										
		地域手当	136										
		○妊産婦・乳幼児健康診査事業	598										
		妊婦健康診査費用助成金	372										
		産婦健康診査費用助成金	120										
		新生児聴覚検査費用助成金	20										
		乳児一般健康診査費用助成金	86										
		○保健衛生諸費	116										
		障害年金	116										
		○子育て世帯訪問支援事業	224										
		子育て世帯訪問支援事業業務委託料	224										
		○不妊治療費助成事業	100										
		不妊治療費助成金	100										
		2 予防費	186,044	754	186,798				754	19 扶 助 費	754	○予防接種事業	358
												定期予防接種費用助成金	358
○肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業	396												
肺炎球菌ワクチン接種費用助成金	396												
3 環境衛生	188,823	26,086	214,909				26,086	2 給 料	13,178	○一般職人件費支払事業	26,086		

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
費								3 職員手当等	12, 108	一般職給	13, 178
								4 共 済 費	800	扶養手当	1, 256
										住居手当	12
										通勤手当	349
										管理職手当	849
										一般職期末手当	3, 704
										勤勉手当	2, 700
										児童手当	810
										職員退職手当組合負担金	1, 790
										地域手当	638
一般職員共済組合負担金	800										
計	1, 077, 509	32, 201	1, 109, 710	218			31, 983				

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

1 清掃総務費	52,828	4,224	57,052				4,224	2 給 料	2,562	○一般職人件費支払事業 7,743 一般職給 4,694
								3 職員手当等	2,100	扶養手当 △312 通勤手当 163
								4 共 済 費	△438	管理職手当 481 一般職期末手当 1,063 勤勉手当 967 児童手当 △240 職員退職手当組合負担金 633 地域手当 194 一般職員共済組合負担金 100
										○ごみゼロ推進諸費 △3,519 会計年度任用職員給 △2,132 通勤手当 △30 一般職期末手当 △445 勤勉手当 △374 社会保険料負担金 △295

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
										雇用保険料負担金 会計年度任用職員共済組合負担金	△49 △194
2 ごみ処理費	650,956	9,240	660,196				9,240	14 工事請負費	9,240	○最終処分場管理運営事業 集水ピット内配管更新工事	9,240 9,240
3 し尿処理費	182,335	4,477	186,812				4,477	12 委 託 料	4,477	○衛生センター管理運営事業 し尿処理施設運転管理業務委託料	4,477 4,477
計	886,119	17,941	904,060				17,941				

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

2 農業総務費	119,197	511	119,708				511	2 給料	48	○一般職人件費支払事業 511 一般職給 48
								3 職員手当等	463	扶養手当 606 住居手当 △636 通勤手当 62 一般職期末手当 143 勤勉手当 △244 児童手当 500 職員退職手当組合負担金 6 地域手当 26
4 農業政策費	78,159	3,909	82,068	3,909				18 負担金、補助及び交付金	3,909	○儲かる産地支援事業費補助事業 3,909 儲かる産地支援事業費補助金 3,909
5 農地費	130,542	△7,465	123,077				△7,465	12 委託料	△7,465	○再圃場整備等促進事業 △7,465 真崎浦地区等再圃場整備構想設計業務委託料 △7,465

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
6 国土調査費	10	3,663	3,673				3,663	12 委 託 料	3,663	○地籍調査データ管理事業 地籍修正業務委託料	3,663 3,663
計	403,125	618	403,743	3,909			△3,291				

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

1 商工総務費	93,016	2,346	95,362				2,346	2 給料	△457	○一般職人件費支払事業 一般職給	2,346 △457
								3 職員手当等	2,803	扶養手当 通勤手当 一般職期末手当 勤勉手当 児童手当 職員退職手当組合負担金 地域手当	455 △74 929 455 395 486 157
2 商工振興費	291,316	7,290	298,606	6,120			1,170	18 負担金、補助及び交付金	7,290	○物価高騰対応商工会加盟事業者 支援補助事業 物価高騰対応商工会加盟事業者 支援補助金	7,290 7,290
4 消費生活対策費	9,392	297	9,689				297	12 委託料	297	○消費生活センター運営事業 オフィス移転業務委託料	297 297
計	450,722	9,933	460,655	6,120			3,813				

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	77,541	△21,322	56,219				△21,322	2 給料	△9,895	○一般職人件費支払事業 一般職給	△21,322 △9,895
								3 職員手当等	△7,927	扶養手当	△216

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								4 共 済 費	△3,500	通勤手当 管理職手当 一般職期末手当 勤勉手当 児童手当 職員退職手当組合負担金 地域手当 一般職員共済組合負担金
2 建築行政費	8,500	2,943	11,443				2,943	18 負担金、補助及び交付金	2,943	○空家等解体・リフォーム工事費補助事業 空家等解体・リフォーム工事費補助金 ○空家等対策支援補助事業 空家等対策支援補助金
計	86,041	△18,379	67,662				△18,379			

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋梁費

1 道路橋梁 総務費	117,001	△169	116,832				△169	2 給 料	△66	○一般職人件費支払事業 △169 一般職給 △66
								3 職員手当等	△103	扶養手当 60 住居手当 606 一般職期末手当 △87 勤勉手当 △382 児童手当 △300
2 道路維持 費	420,701	11,590	432,291				11,590	12 委 託 料	6,419	○道路維持管理事業 6,419 樹木管理委託料 6,419
								14 工事請負費	5,171	○道路補修事業 5,171 舗装補修工事(街路) 1,423 舗装補修工事(生活道路) 3,748

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
計	760, 457	11, 421	771, 878				11, 421			

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

1 都市計画 総務費	142,293	12,588	154,881				12,588	2 給 料	7,367	○一般職人件費支払事業	12,588
										一般職給	7,367
								3 職員手当等	4,521	扶養手当	265
										通勤手当	7
3 土地区画 整理費	528,769	100,596	629,365				100,596	4 共 済 費	700	管理職手当	160
										一般職期末手当	1,522
										勤勉手当	1,133
										児童手当	80
										職員退職手当組合負担金	1,029
										地域手当	325
										一般職員共済組合負担金	700
								2 給 料	501	○一般職人件費支払事業	△834
										一般職給	501
								3 職員手当等	△635	扶養手当	△252
5 公共下水 道費	706,353	507	706,860				507			通勤手当	8
								4 共 済 費	△700	一般職期末手当	108
										勤勉手当	△58
								27 繰 出 金	101,430	児童手当	△520
										職員退職手当組合負担金	69
										地域手当	10
										一般職員共済組合負担金	△700
										○区画整理事業特別会計繰出金事業	101,430
										東海中央土地区画整理事業特別会計繰出金	101,430
								18 負担金、補助 及び交付金	507	○下水道諸費	507
										ひたちなか・東海広域事務組	

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
									合負担金	507
計	1, 772, 152	113, 691	1, 885, 843				113, 691			

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	504,704	△13,668	491,036				△13,668	1 報酬	△6,685	○一般職人件費支払事業 2,257
								2 給料	△143	一般職給 143
								3 職員手当等	△4,349	扶養手当 336
								4 共済費	△2,285	住居手当 594
								8 旅費	△206	通勤手当 84
3 教育指導費	350,446	1,221	351,667				1,221	1 報酬	1,221	管理職手当 481
										一般職期末手当 339
										勤勉手当 542
										一般職員共済組合負担金 700
										○少人数学級運営事業 11,411
計	856,937	△12,447	844,490				△12,447			低学年支援員報酬 6,685
										一般職期末手当 1,593
										勤勉手当 1,342
										公立学校共済組合負担金 639
										社会保険料負担金 946
計	856,937	△12,447	844,490				△12,447			費用弁償 206
										○生活指導員設置事業 1,221
										生活指導員報酬 1,221

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理費	583,849	5,690	589,539				5,690	2 給料	342	○一般職人件費支払事業 536
								3 職員手当等	394	一般職給 342
										住居手当 246

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								4 共 済 費	△200	通勤手当 60 一般職期末手当 107 勤勉手当 △65 職員退職手当組合負担金 32 地域手当 14 一般職員共済組合負担金 △200 ○小学校施設整備事業 5,154 電話録音設定委託料 424 電話設備改修工事 4,730
								12 委 託 料	424	
								14 工事請負費	4,730	
計	583,849	5,690	589,539				5,690			

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	376,929	△11,703	365,226				△11,703	2 給 料	△241	○一般職人件費支払事業 △1,223 一般職給 △241
								3 職員手当等	△582	住居手当 △246 通勤手当 △42
								4 共 済 費	△400	一般職期末手当 △85 勤勉手当 △167
								12 委 託 料	170	職員退職手当組合負担金 △32 地域手当 △10
								14 工事請負費	△10,650	一般職員共済組合負担金 △400 ○中学校施設整備事業 △10,480 電話録音設定委託料 170 東海南中学校体育館長寿命化改修工事 △10,650
計	376,929	△11,703	365,226				△11,703			

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 園管理費	381,115	△21,743	359,372	5,917			△27,660	2 給 料	△15,007	○一般職人件費支払事業 △27,656
--------	---------	---------	---------	-------	--	--	---------	-------	---------	---------------------

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
								3 職員手当等	△9,849	一般職給 扶養手当	△15,007 372
								4 共 済 費	△2,800	住居手当 通勤手当	△630 △58
								19 扶 助 費	5,913	管理職手当 一般職期末手当 勤勉手当 児童手当 職員退職手当組合負担金 地域手当 公立学校共済組合負担金 ○幼稚園管理事業 財源振替 ○子どものための教育・保育給付 事業 子どものための教育・保育給 付費	△481 △3,370 △3,071 20 △2,026 △605 △2,800 5,913 5,913
計	381,115	△21,743	359,372	5,917			△27,660				

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育 総務費	347,301	11,118	358,419				11,118	2 給 料	5,709	○一般職人件費支払事業 一般職給 扶養手当 住居手当 通勤手当 管理職手当 一般職期末手当 勤勉手当 児童手当 職員退職手当組合負担金 地域手当
								3 職員手当等	5,409	11,118 5,709 △78 336 653 481 1,855 853 △115 1,180 244
計	913,997	11,118	925,115				11,118			

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 保健体育 総務費	255,544	370	255,914				370	18 負担金、補助 及び交付金	370	○学校給食事業 財源振替 ○学校給食食物アレルギー対応事業 学校給食食物アレルギー等対応補助金	370 370
計	539,649	370	540,019				370				

(款) 12 諸支出金

(項) 1 基金費

1 財政調整 基金費	133,487	56,429	189,916				56,429	24 積 立 金	56,429	○財政調整基金積立事業 歳計剰余金法定積立金
										56,429 56,429
計	135,470	56,429	191,899				56,429			

令和 8 年度 東海村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和8年度 東海村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度東海村の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60,025千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,882,992千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月1日 提出

東海村長 山 田



第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 繰 入 金		297,954	△21	297,933
	1 他 会 計 繰 入 金	189,081	△21	189,060
8 繰 越 金		2	60,046	60,048
	1 繰 越 金	2	60,046	60,048
歳 入 合 計		2,822,967	60,025	2,882,992

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		61,288	△21	61,267
	1 総 務 管 理 費	59,476	△21	59,455
6 基 金 積 立 金		1	60,046	60,047
	1 基 金 積 立 金	1	60,046	60,047
歳 出 合 計		2,822,967	60,025	2,882,992

東海村国民健康保険事業特別会計補正予算に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款			補 正 前 の 額	補 正 額	計
7	繰 入	金	297,954	△21	297,933
8	繰 越	金	2	60,046	60,048
歳 入 合 計			2,822,967	60,025	2,882,992

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	61,288	△21	61,267			△21	
6 基金積立金	1	60,046	60,047				60,046
歳出合計	2,822,967	60,025	2,882,992			△21	60,046

2 歳 入

(款) 7 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	189,081	△21	189,060	4 職員給与費等繰入金	△21	職員給与費等繰入金 △21
計	189,081	△21	189,060			

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

2 その他繰越金	1	60,046	60,047	1 その他繰越金	60,046	前年度繰越金 60,046
計	2	60,046	60,048			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	58,364	△21	58,343			△21		2 給 料	△186	○一般職人件費支払事業	△21
								3 職員手当等	△105	一般職給	△186
										4 共 済 費	270
一般職期末手当	△34										
勤勉手当	△31										
児童手当	△60										
										一般職員共済組合負担金	270
計	59,476	△21	59,455			△21					

(款) 6 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1 基金積立金	1	60,046	60,047				60,046	24 積 立 金	60,046	○国保基金積立金事業 60,046
										国保支払準備金 60,046
計	1	60,046	60,047				60,046			

令和 8 年度 東海村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第61号

令和8年度 東海村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和8年度東海村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,713千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ788,010千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月1日 提出

東海村長 山 田



第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 繰 越 金		1	8,713	8,714
	1 繰 越 金	1	8,713	8,714
歳 入 合 計		779,297	8,713	788,010

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 諸 支 出 金		1,003	8,713	9,716
	2 繰 出 金	1	8,713	8,714
歳 出 合 計		779,297	8,713	788,010

東海村後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 繰 越 金	1	8,713	8,714
歳 入 合 計	779,297	8,713	788,010

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 諸 支 出 金	1,003	8,713	9,716				8,713
歳 出 合 計	779,297	8,713	788,010				8,713

2 歳 入

(款) 5 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	1	8,713	8,714	1 繰越金	8,713	前年度繰越金 8,713
計	1	8,713	8,714			

3 歳 出

(款) 3 諸支出金

(項) 2 繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 他会計繰出金	1	8,713	8,714				8,713	27 繰 出 金	8,713	○他会計繰出事業 一般会計繰出金	8,713 8,713
計	1	8,713	8,714				8,713				

令和 8 年度 東海村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度 東海村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度東海村の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ187,523千円を追加し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,193,950千円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,154千円を追加し、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,746千円とする。
- 2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の保険事業勘定の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の金額は「第 2 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

東海村長 山 田



第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 保険料		693,672	3,009	696,681
	1 介護保険料	693,672	3,009	696,681
3 国庫支出金		618,178	47	618,225
	2 国庫補助金	70,668	47	70,715
4 支払基金交付金		765,473	6,115	771,588
	1 支払基金交付金	765,473	6,115	771,588
5 県支出金		360,485	24	360,509
	3 県補助金	18,271	24	18,295
7 繰入金		568,432	31,737	600,169
	1 一般会計繰入金	479,504	31,737	511,241
8 繰越金		1	146,591	146,592
	1 繰越金	1	146,591	146,592
歳 入 合 計		3,006,427	187,523	3,193,950

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 地域支援事業費		128,600	192	128,792
	2 一般介護予防事業費	3,612	192	3,804
4 保健福祉事業費		22,924	2,964	25,888
	1 保健福祉事業費	22,924	2,964	25,888
5 基金積立金		1	69,591	69,592
	1 基金積立金	1	69,591	69,592
6 諸支出金		18,741	114,776	133,517
	1 償還金及び還付加算金	510	114,776	115,286
歳 出 合 計		3,006,427	187,523	3,193,950

第 2 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰 越 金		1	1, 154	1, 155
	1 繰 越 金	1	1, 154	1, 155
歳 入 合 計		3, 592	1, 154	4, 746

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 諸 支 出 金		1	1, 154	1, 155
	1 繰 出 金	1	1, 154	1, 155
歳 出 合 計		3, 592	1, 154	4, 746

東海村介護保険事業特別会計補正予算に関する説明書

保 險 事 業 勘 定

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 保険料	693,672	3,009	696,681
3 国庫支出金	618,178	47	618,225
4 支払基金交付金	765,473	6,115	771,588
5 県支出金	360,485	24	360,509
7 繰入金	568,432	31,737	600,169
8 繰越金	1	146,591	146,592
歳 入 合 計	3,006,427	187,523	3,193,950

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 地域支援事業費	128,600	192	128,792	71		121	
4 保健福祉事業費	22,924	2,964	25,888				2,964
5 基金積立金	1	69,591	69,592				69,591
6 諸支出金	18,741	114,776	133,517				114,776
歳 出 合 計	3,006,427	187,523	3,193,950	71		121	187,331

2 歳 入

(款) 1 保険料

(項) 1 介護保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 第1号被保険者保険料	693,672	3,009	696,681	1 現年分特別徴収保険料	2,826	特別徴収保険料 2,826
				2 現年分普通徴収保険料	183	普通徴収保険料 183
計	693,672	3,009	696,681			

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 調整交付金	28,313	1	28,314	1 現年度分	1	地域支援事業費調整交付金 1
2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	19,399	46	19,445	1 現年度分	46	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 46
計	70,668	47	70,715			

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	739,139	6,064	745,203	2 過年度分	6,064	第2号被保険者の介護納付金分に係る支払基金交付金（過年度分） 6,064
2 地域支援事業支援交付金	26,334	51	26,385	1 現年度分	51	地域支援事業支援交付金 51
計	765,473	6,115	771,588			

(款) 5 県支出金

(項) 3 県補助金

1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	11,915	24	11,939	1 現年度分	24	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 24
------------------------------	--------	----	--------	--------	----	-------------------------------

(款) 5 県支出金

(項) 3 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
計	18,271	24	18,295			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	342,192	23,352	365,544	2 過年度分	23,352	介護給付費等繰入金過年度分 23,352
2 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	11,915	24	11,939	1 現年度分	24	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業） 24
4 その他一般会計繰入金	98,446	8,361	106,807	3 重層的支援体制整備事業繰入金過年度分	8,361	重層的支援体制整備事業繰入金過年度分 8,361
計	479,504	31,737	511,241			

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1	146,591	146,592	1 繰越金	146,591	前年度繰越金 146,591
計	1	146,591	146,592			

3 歳 出

(款) 3 地域支援事業費

(項) 2 一般介護予防事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般介護 予防事業 費	3,612	192	3,804	71		121		10 需用費	192	○介護予防普及啓発事業（一般介護 予防教室） 消耗品費 記念誌印刷代
計	3,612	192	3,804	71		121				

(款) 4 保健福祉事業費

(項) 1 保健福祉事業費

1 保健福祉 事業費	22,924	2,964	25,888				2,964	11 役務費	2,964	○高齢者支援把握事業 郵便料
										2,964 2,964
計	22,924	2,964	25,888				2,964			

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1 介護給付 費準備基 金積立金	1	69,591	69,592				69,591	24 積立金	69,591	○介護給付費準備基金積立事業 介護給付費準備基金積立金
										69,591 69,591
計	1	69,591	69,592				69,591			

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

2 償還金	3	114,776	114,779				114,776	22 償還金、利子 及び割引料	114,776	○償還金事業 国庫支出金返還金過年度分 県支出金返還金過年度分 社会保険診療報酬支払基金支 出金返還金過年度分
										114,776 59,791 49,220 5,765
計	510	114,776	115,286				114,776			

介 護 サ ー ビ ス 事 業 勘 定

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰 越 金	1	1,154	1,155
歳 入 合 計	3,592	1,154	4,746

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 諸 支 出 金	1	1,154	1,155				1,154
歳 出 合 計	3,592	1,154	4,746				1,154

2 歳 入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	1	1,154	1,155	1 繰越金	1,154	前年度繰越金 1,154
計	1	1,154	1,155			

3 歳 出

(款) 2 諸支出金

(項) 1 繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般会計繰出金	1	1, 154	1, 155				1, 154	27 繰 出 金	1, 154	○一般会計繰出金事業 一般会計繰出金	1, 154 1, 154
計	1	1, 154	1, 155				1, 154				

令和 8 年度 水戸・勝田都市計画事業
東海駅西土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第63号

令和8年度 水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度東海村の水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,496千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,771千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月1日 提出

東海村長 山 田



修

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰 越 金		1	1,496	1,497
	1 繰 越 金	1	1,496	1,497
歳 入 合 計		24,275	1,496	25,771

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 諸 支 出 金		1	1, 496	1, 497
	1 繰 出 金	1	1, 496	1, 497
歳 出 合 計		24, 275	1, 496	25, 771

水戸・勝田都市計画事業
東海駅西土地区画整理事業特別会計補正予算に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰 越 金	1	1,496	1,497
歳 入 合 計	24,275	1,496	25,771

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 諸 支 出 金	1	1,496	1,497				1,496
歳 出 合 計	24,275	1,496	25,771				1,496

2 歳 入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	1	1,496	1,497	1 繰越金	1,496	前年度繰越金 1,496
計	1	1,496	1,497			

3 歳 出

(款) 2 諸支出金

(項) 1 繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般会計繰出金	1	1, 496	1, 497				1, 496	27 繰 出 金	1, 496	○一般会計繰出金事業 一般会計繰出金	1, 496 1, 496
計	1	1, 496	1, 497				1, 496				

令和 8 年度 水戸・勝田都市計画事業
東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第64号

令和8年度 水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度東海村の水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114,342千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ703,715千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年9月1日 提出

東海村長 山 田



修

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 繰 入 金		476,487	101,430	577,917
	1 他 会 計 繰 入 金	476,487	101,430	577,917
5 繰 越 金		1	12,912	12,913
	1 繰 越 金	1	12,912	12,913
歳 入 合 計		589,373	114,342	703,715

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 区 画 整 理 事 業 費		588,872	101,430	690,302
	1 東海中央土地区画整理事業費	588,872	101,430	690,302
2 諸 支 出 金		1	12,912	12,913
	1 繰 出 金	1	12,912	12,913
歳 出 合 計		589,373	114,342	703,715

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
整地工事	令和 9 年度	113,400

水戸・勝田都市計画事業
東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款			補 正 前 の 額	補 正 額	計
4	繰 入	金	476,487	101,430	577,917
5	繰 越	金	1	12,912	12,913
歳 入 合 計			589,373	114,342	703,715

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 区画整理事業費	588,872	101,430	690,302				101,430
2 諸支出金	1	12,912	12,913				12,912
歳出合計	589,373	114,342	703,715				114,342

2 歳 入

(款) 4 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	476,487	101,430	577,917	1 繰入金	101,430	一般会計繰入金 101,430
計	476,487	101,430	577,917			

(款) 5 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1	12,912	12,913	1 繰越金	12,912	前年度繰越金 12,912
計	1	12,912	12,913			

3 歳 出

(款) 1 区画整理事業費

(項) 1 東海中央土地区画整理事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 総務費	50,290	830	51,120				830	2 給 料	652	○一般職人件費支払事業 830
								3 職員手当等	178	一般職給 652 扶養手当 △27 住居手当 △336 通勤手当 30 一般職期末手当 276 勤勉手当 138 児童手当 △60 職員退職手当組合負担金 132 地域手当 25
2 工事費	538,582	100,600	639,182				100,600	12 委 託 料	20,000	○中央土地区画整理事業 100,600
								14 工事請負費	80,600	伐木処分委託料 20,000 整地工事 80,600
計	588,872	101,430	690,302				101,430			

(款) 2 諸支出金

(項) 1 繰出金

1 一般会計繰出金	1	12,912	12,913				12,912	27 繰 出 金	12,912	○一般会計繰出金事業 12,912 一般会計繰出金 12,912
計	1	12,912	12,913				12,912			

令和 8 年度 那珂地方公平委員会特別会計補正予算（第 1 号）

議案第65号

令和8年度 那珂地方公平委員会特別会計補正予算（第1号）

令和8年度那珂地方公平委員会特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ882千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月1日 提出

東海村長 山 田



第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰 越 金		684	99	783
	1 繰 越 金	684	99	783
歳 入 合 計		783	99	882

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		641	99	740
	1 総 務 管 理 費	641	99	740
歳 出 合 計		783	99	882

那珂地方公平委員会特別会計補正予算に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰 越 金	684	99	783
歳 入 合 計	783	99	882

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	641	99	740				99
歳出合計	783	99	882				99

2 歳 入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	684	99	783	1 前年度繰越金	99	前年度繰越金 99
計	684	99	783			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	641	99	740				99	10 需 用 費	99	○公平委員会運営事業 消耗品費
計	641	99	740				99			

議案第 6 6 号

備品購入契約の締結について

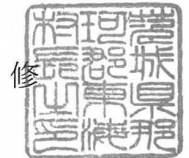
下記のとおり備品購入契約を締結する。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 東海村窓口発券機 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約金額 | 金 9, 9 0 0, 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 住所 茨城県水戸市見川 4 丁目 6 6 8 番地の 3
名称 株式会社東関東明光販売 水戸営業所
所長 青木 康浩 |

令和 8 年 9 月 1 日 提出

東海村長 山 田



修

株式会社東関東明光販売の概要

本 社 所 在 地	千葉県千葉市中央区新宿 2 丁目 3 番 5 号
代 表 者	代表取締役 青木 康浩 (水戸営業所所長を兼ねる)
資 本 金	1, 0 0 0 万円
営 業 年 数	1 8 年
業務実績高合計	2 億 3, 3 4 2 万 9 千円
総 職 員 数	1 1 人
業 種	OA 機器 (主な営業種目等：シュレッダー，受付窓口発券システム)

概要説明書

- 1 物品名称 東海村窓口発券機
- 2 納入場所 東海村役場
- 3 納入期間 議会の議決のあった日の翌日から令和8年11月1日まで

4 概 要

(1) 物品の納入

次の機器類等（以下「本物品」という。）を納入する。

- ・発券機一式
- ・操作器一式
- ・呼出案内用モニター一式
- ・交付用モニター一式
- ・バックヤードシステム用モニター一式
- ・その他システム稼働に必要な機器・ソフトウェア一式

(2) 設置・調整作業

本物品の据付，接続，配線，現地調整，初期設定等の付帯作業を行い，正常に稼働する状態で納品する。

議案第 6 7 号

令和 7 年度東海村下水道事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により，別冊に掲げる令和 7 年度東海村下水道事業剰余金処分計算書のとおり，利益の処分について議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

東海村長 山 田



認定第 1 号

令和 7 年度東海村一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により，別紙監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

東海村長 山 田



認定第 2 号

令和 7 年度東海村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により，別紙監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

東海村長 山 田



修

認定第 3 号

令和 7 年度東海村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により，別紙監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

東海村長 山 田



認定第4号

令和7年度東海村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により，別紙監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和8年9月1日 提出

東海村長 山 田



認定第 5 号

令和 7 年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地区画整理事業特
別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定によ
り，別紙監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

東海村長 山 田



認定第 6 号

令和 7 年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特
別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定によ
り，別紙監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

東海村長 山 田



認定第 7 号

令和 7 年度那珂地方公平委員会特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により，別紙監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

東海村長 山 田



認定第 8 号

令和 7 年度東海村水道事業会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により，令和 7 年度東海村水道事業会計歳入歳出決算について，別紙監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

東海村長 山 田



認定第9号

令和7年度東海村病院事業会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度東海村病院事業会計歳入歳出決算について、別紙監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和8年9月1日 提出

東海村長 山 田



認定第10号

令和7年度東海村下水道事業会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により，令和7年度東海村下水道事業会計歳入歳出決算について，別紙監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和8年9月1日 提出

東海村長 山 田

